

# 生活 第14号 安全 ジャーナル



## ■ 特集

# 製造物責任法と製品安全

安心を未来につなぐナイトです。

**nite** National Institute of Technology and Evaluation  
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

14  
2013.2

●表紙について●

自動ソックスレー抽出装置

加熱して蒸発した溶媒を冷却管で凝結して、個体試料から効率よく溶媒抽出ができる還流装置で、繊維、プラスチック、ゴム製品等に含まれる可塑剤、充填剤等を抽出するために使用している。

# 生活安全ジャーナル

C O N T E N T S

## 特集 製造物責任法と製品安全

特集に向けて	3
NITE データベースにみる～製造物責任法と製品安全	4
製品安全の確保とPL法	
中央大学法科大学院教授・弁護士 升田 純	8
小麦加水分解物（グルパール®19S）を含有する「旧茶のしづく石鹸」 （2010年12月7日以前の販売分）による小麦アレルギーについて	
国民生活センター 商品テスト部テスト管理課 消費生活専門相談員 小坂 潤子	12
民間型 裁判外紛争解決機関としての家電製品PLセンターの活動状況	
家電製品協会家電製品PLセンター（元）次長 沼尻 禎二	16
製品の欠陥とはなにか	
－製造物責任法の欠陥定義を最新の安全技術を踏まえて再考する－ 日本技術士会登録製造物責任技術相談センター 代表幹事（技術士） 佐藤 国仁	21

## NITE安全の視点

事故動向等について（平成22年度、平成23年度、 平成24年度上半期（平成24年4月～平成24年9月）	26
社告・リコール情報（平成24年2月～平成24年9月）	34

## 安全研究

組織事故と事故調査	関西大学社会安全学部 教授 安部 誠治	46
誤使用を防ぐ安全設計事例 ～子供や高齢者に対する家電製品の安全性への取り組み～	三菱電機 デザイン研究所 主管技師長 中町 剛	50

## コラム

製品安全だより～製品事故と消費者被害	NPO法人関西消費者連合会 理事長 角田 禮子	24
数字で見る事故情報「100超」		45
事故情報収集制度とNITE		55
編集後記		56

特集

# 製造物責任法と 製品安全

今号の特集では、「製造物責任法と製品安全」をテーマにします。製造物責任法（PL法）が施行されたのは平成7年であり、今年で17年を数えます。PL法は被害者保護を目的に制定されたものですが、法施行を契機に社会全体として「製品安全」への意識はより強まったものと推測されます。その後の消費生活用製品安全法の改正など、PL法制定後の「製品安全」の道筋をたどってみたいと思います。

NITEのデータベースでは、PL法施行当時と現在の事故情報を比較することで「製品安全の17年」の変遷を検証します。そのほか、弁護士、PLセンターなどそれぞれの立場での「製品安全」をテーマに、執筆していただきました。

# 「製造物責任法と製品安全」の特集に向けて

生活安全ジャーナル編集事務局

消費生活用製品安全法（消安法）が制定された昭和48年、NITE（当時の工業品検査所）は事故情報収集制度の前身である事故報告システムの運営を開始しました。そして、製造物責任法（PL法）が施行された翌年の平成8年に事故情報をデータベース化し、ホームページに公開した平成7年度～平成23年度の「年度別製品区分別収集件数（調査中と重複除く公表データ、平成24年11月30日現在）」を図に示します。

法律の制定や改正、身近な製品による事故が多発すると社会的に製品安全に対する関心が高まります。NITEが収集する事故情報が1,000件を超えたのは、PL法が施行された平成7年度でした。その後、石油温風暖房機やガス瞬間湯沸器、シュレッダーなどの製品事故の発生などを契機に平成18年度には3,000件を超えました。また、事故情報報告・公表制度を創設して改正された消安法が施行された平成19年度は、約6,000件の事故が報告さ

れました。これについては、過去の事故などもまとめて報告されたこともあります。法改正による製品安全への機運の高まりといえそうです。

PL法が施行され、今年で17年です。その後、製品の事故情報を社会で共有することで、製品安全の再発・未然防止などを目的とした消安法の改正や、各種基準・規制の強化などにより、製品安全を確保するための土壌は着実に整備されてきています。さらに安全防止装置など事業者等の対策も進んでいます。NITEも社会的リスクの低減に向け、第三期中期目標には未然防止に向けた取組の強化策を掲げています。

PL法の条文の中に「製品安全」のことはありませんが、その根幹はリスクアセスメントや本質的安全設計などによる製品リスクの低減です。法制定以降、製品安全はどのように変化してきたのでしょうか。改めて振り返ることで今後の製品安全の方向性を考えていきたいと思っています。

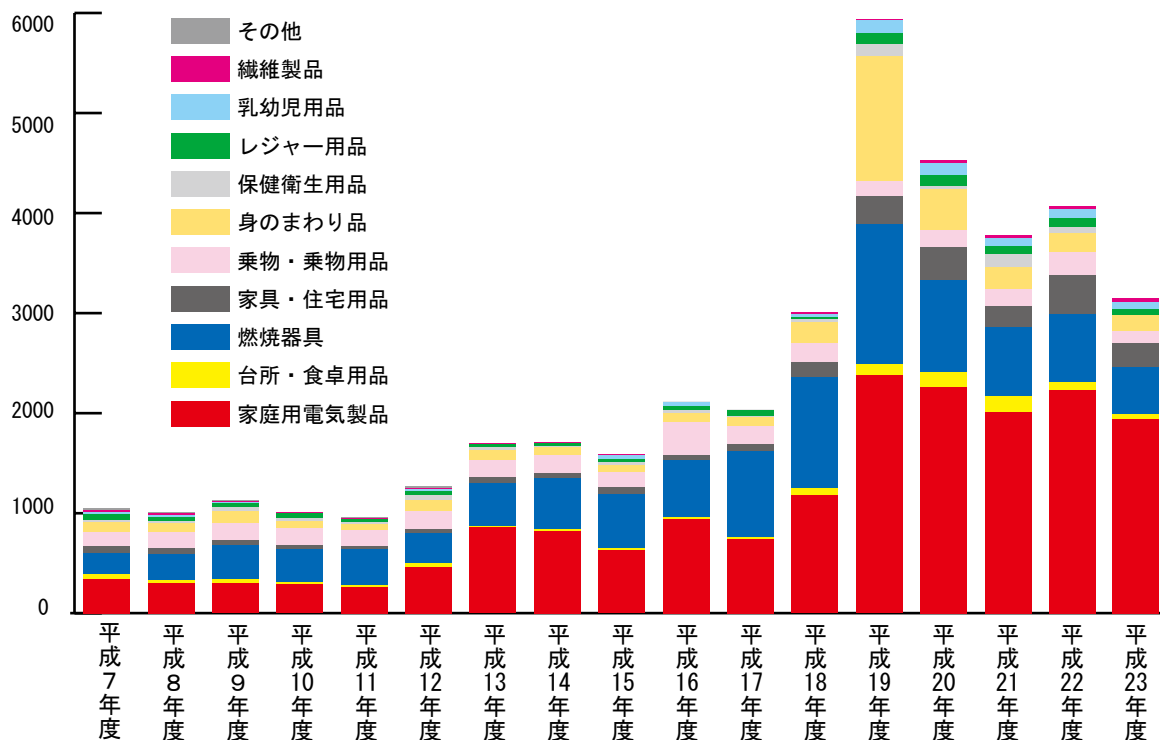


図 年度別製品区分別収集件数

# NITE データベースにみる 製造物責任法と製品安全

生活安全ジャーナル編集事務局

製造物責任法（PL 法）が施行されたのは、平成7年7月1日です。NITE が収集した事故情報をデータベース化してホームページで公開したのは、その翌年の平成8年度からです。さて、法施行当時と現在の事故の傾向、その内容にどのような変化があるのでしょうか。平成8年度と平成21年度～平成23年度の3年間を比べることで事故の状況を検証してみます。

## 1. 製品区分別収集件数

平成8年度と平成21年度～平成23年度の「製品区分別収集件数」を表1と図1にそれぞれ示します（平成24年11月30日現在）。ともに「家庭用電気製品」の事故情報が最も多く、「燃焼器具」が続きます。「家庭用電気製品」と「燃焼器具」の割合は、平成8年度は合わせて55%、平成21年度～平成23年度は72%で、この2品目が多数を占めている状況がうかがえます。

『家庭用電気製品』と『燃焼器具』の収集

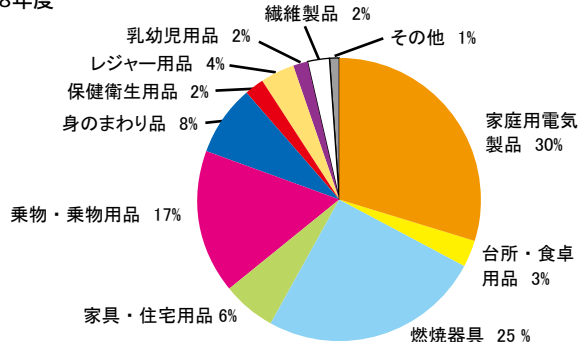
件数の割合」を図2に示します。図2の①の平成8年度は、「家庭用電気製品」が54%、「燃焼器具」が46%であり、こうした「家庭用電気製品」が「燃焼器具」の件数よりやや上回るという傾向がこの後も続きます。しかし、消費生活用製品安全法が改正された平成19年度から「家庭用電気製品」が「燃焼器具」を大幅に上回るようになり、図2の②のように平成21年度～平成23年度では「家庭用電気製品」が77%、「燃焼器具」が23%となっています。

「家庭用電気製品」の収集件数の増加につ

表1 製品区分別収集件数

	8年度		21年度		22年度		23年度		21～23年度総計	
家庭用電気製品	303	30%	2,009	54%	2,231	54%	1,942	62%	6,182	55%
台所・食卓用品	30	3%	159	4%	77	2%	68	2%	304	3%
燃焼器具	254	25%	691	18%	679	17%	492	15%	1,832	17%
家具・住宅用品	62	6%	213	6%	392	10%	238	7%	843	8%
乗物・乗物用品	167	17%	164	4%	229	6%	113	4%	506	5%
身のまわり品	80	8%	227	6%	193	5%	164	5%	584	5%
保健衛生用品	24	2%	121	3%	59	1%	11	1%	191	2%
レジャー用品	39	4%	83	2%	90	2%	62	2%	235	2%
乳幼児用品	18	2%	81	2%	88	2%	20	1%	189	2%
繊維製品	24	2%	34	1%	29	1%	21	1%	84	1%
その他	10	1%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
合計	1,011	100%	3,782	100%	4,067	100%	3,101	100%	10,950	100%

①8年度



②21年～23年度

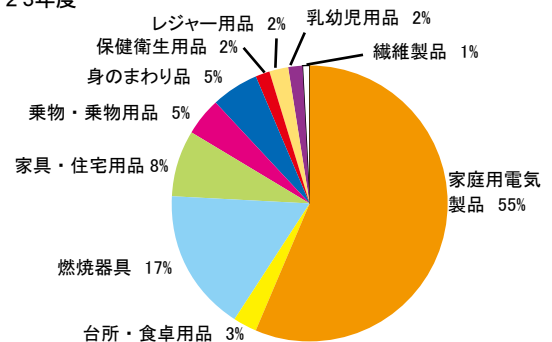


図1-①② 製品区分別収集件数

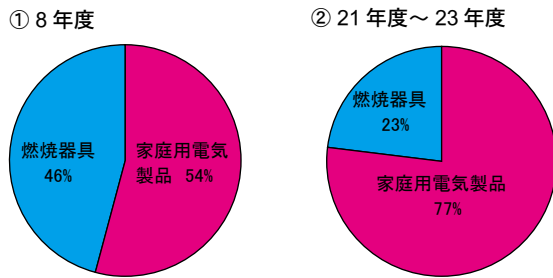


図2-①② 「家庭用電気製品」と  
「燃焼器具」の収集件数の割合

いては、平成21年度～平成23年度では「パソコン周辺機器」1,027件も含めて「パソコン」にかかわるものが1,305件ありますが、平成8年度については「パソコン用ディスプレイ」が2件でした。また、昨今の傾向として、特定の製品の事故情報が大量に報告・通知されることもあります。大量の報告案件としては、平成21年度では「電気オーブンレンジ」290件、「まっげカーラー（ビューラー）」97件などがありました。平成22年度では「パソコン周辺機器（LAN接続型ハードディスク）」322件、「電気温風機（蓄熱式）」196件、「パソコン（ビデオカード）」119件、「携帯発電機」105件などがありました。平成23年度は、直流電源装置の「ACアダプター（コードレス電話子機用）」485件、「パソコン周辺機器（プリンター及びプリンター複合機）」376件などです。

「燃焼器具」の収集件数は年々減少傾向にあります。平成17年度と平成18年度は「家庭用電気製品」より多くありました（3ページ、図参照）。平成17年度は、石油温風暖房機の事故に関する消費生活用製品安全法第82条に基づく緊急命令発動、平成18年度はガス瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故等、燃焼器具の事故に関する新聞報道等が増えたことに伴い、製品安全に関する社会的関心が高まったことで事業者からの報告が増えたことが原因と考えられます。

その後、「ガスこんろ」は、「ガス事業法」

及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の規制対象品目として指定され、平成20年10月1日以降に製造・輸入された製品は、バーナー全口に「調理油過熱防止装置」と「立ち消え安全装置」の装着及びPSマークの表示が義務づけられました。「石油ストーブ」については、平成21年4月1日施行の改正消安法施行令により、不完全燃焼防止装置や給油時自動消火装置（カートリッジ給油式の場合）等の措置が義務付けられ、平成23年4月1日以降は、給油時自動消火装置のないものや、給油時にふたが完全に締まったかどうかを目や耳で確認できる構造やデザインにしたものしか販売できなくなりました。こうした安全対策が施された製品が、市場に普及するとともに事故の減少につながったと推測されます。なお、平成8年度の「燃焼器具」の事故254件中では、「設計、製造又は表示等に問題があったもの」は9件、事故原因が製品に起因しない「誤使用や不注意によるもの」が152件で、「燃焼器具」の事故全体の6割に達していました。

「家庭用電気製品」及び「燃焼器具」以外の品目では件数そのものは増えていますが、事故発生割合が大きく異なるという状況がうかがえます。なお、「乗物・乗物用品」は、消安法の改正により「自動車」を収集対象としなくなったために17%から5%に減少したと考えられます。

## 2. 事故原因別収集件数

「事故原因別収集件数」を表2と図3に示します。平成8年度では、「E：誤使用や不注意によるもの」が38%と、4割近くあります。一方、「A：設計、製造又は表示等に問題があったもの」は19%と半数になります。平成21年度～23年度では、「A：設計、製造又は表示等に問題があったもの」は37%で4割近く、「G

表2 事故原因別収集件数

	8年度		21年度		22年度		23年度		21～23年度総計	
重大	-	-	502	13%	497	12%	272	9%	1,271	12%
A	192	19%	1,048	29%	1,560	38%	1,363	44%	3,971	37%
B	45	4%	85	2%	86	2%	57	2%	228	2%
C	38	4%	85	2%	90	2%	42	1%	217	2%
G3	-	-	241	6%	410	10%	485	16%	1,136	10%
D	45	4%	79	2%	76	2%	32	1%	187	2%
E	374	38%	723	19%	605	15%	257	8%	1,585	14%
F	21	2%	312	8%	268	7%	104	3%	684	6%
G1、2	296	29%	707	19%	475	12%	489	16%	1,671	15%
合計	1,011	100%	3,782	100%	4,067	100%	3,101	100%	10,950	100%

重大：重大製品事故のうち、経済産業省が製品に起因する事故及び原因不明と判断したもの A：設計、製造又は表示等に問題があったもの B：製品及び使い方に問題があったもの C：経年劣化によるもの G3：製品起因であるが、その原因が不明なもの D：施工、修理または輸送等に問題があったもの E：誤使用や不注意によるもの F：その他製品に起因しないもの G1、2：原因不明のもの

3：製品起因であるが、その原因が不明なもの」10%と合わせると47%となり、「E：誤使用や不注意によるもの」は14%になります。これは、平成19年の消安法の改正を機に増加した「家庭用電気製品」の事故報告は「A：設計、製造又は表示等に問題があったもの」の事故原

表3 8年度の製品区分別原因別収集件数

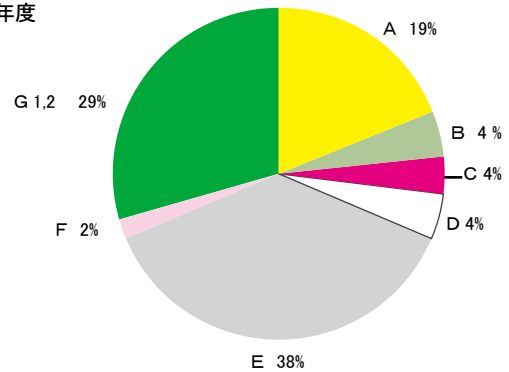
	A	B	C	D	E	F	G1,2	合計
家庭用電気製品	69	18	31	2	78	11	94	303
台所・食卓用品	7	8	0	1	8	0	6	30
燃焼器具	9	3	4	23	152	2	61	254
家具・住宅用品	18	2	2	1	33	1	5	62
乗物・乗物用品	18	1	0	11	43	0	94	167
身のまわり品	35	2	1	0	27	1	14	80
保健衛生用品	4	1	0	0	11	1	7	24
レジャー用品	12	2	0	0	16	3	6	39
乳幼児用品	10	4	0	1	3	0	0	18
繊維製品	6	3	0	6	1	2	6	24
その他	4	1	0	0	2	0	3	10
合計	192	45	38	45	374	21	296	1,011

表4 23年度の製品区分別事故原因別収集件数

	-	A	B	C	D	E	F	G1,2	G3	合計
家庭用電気製品	165	1,026	14	20	15	49	33	195	425	1,942
台所・食卓用品	2	27	15	0	0	5	0	17	2	68
燃焼器具	65	26	0	20	11	139	33	159	9	462
家具・住宅用品	12	90	4	0	2	45	12	37	36	238
乗物・乗物用品	13	40	11	0	4	6	8	29	2	113
身のまわり品	7	100	2	0	0	5	6	33	11	164
保健衛生用品	2	2	0	0	0	1	4	2	0	11
レジャー用品	6	32	2	2	0	6	3	11	0	62
乳幼児用品	0	7	9	0	0	1	1	2	0	20
繊維製品	0	13	0	0	0	0	4	4	0	21
合計	272	1,363	57	42	32	257	104	489	485	3,101

-：重大製品事故のうち、経済産業省が製品に起因する事故及び原因不明と判断したもの A：設計、製造又は表示等に問題があったもの B：製品及び使い方に問題があったもの C：経年劣化によるもの G3：製品起因であるが、その原因が不明なもの D：施工、修理または輸送等に問題があったもの E：誤使用や不注意によるもの F：その他製品に起因しないもの G1、2：原因不明のもの

① 8年度



② 21年度～23年度

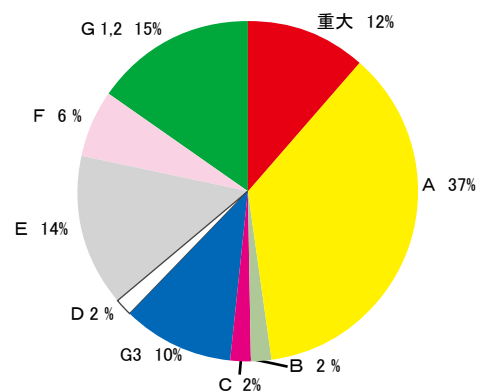


図3-①② 事故原因別収集件数

因が多いことによるものです。また、「E：誤使用や不注意によるもの」の事故が多い「燃焼器具」に安全対策が施されてきたことも、事故件数の減少に貢献しているものと考えられます。ただ、「E：誤使用や不注意によるもの」は調査が進むにつれて増加する傾向がありますので14%より割合が高くなることが考えられます。

なお、平成8年度と平成21年度～23年度については、そのほかの事故原因についての割合はあまり変動はみられません。減少しているように見える「G1、2：原因不明」については、平成8年度の「G1、2：原因不明」29%に対して、平成21年度～23年度は「G1、2：原因不明」15%と「G3：製品起因であるが、その原因が不明なもの」10%を合わせると25%となります。

参考までに「平成8年度製品区分別事故原因別収集件数」を表3、「23年



度の製品区分別事故原因別収集件数」を表4にそれぞれ示します。

### 3. 被害状況別収集件数

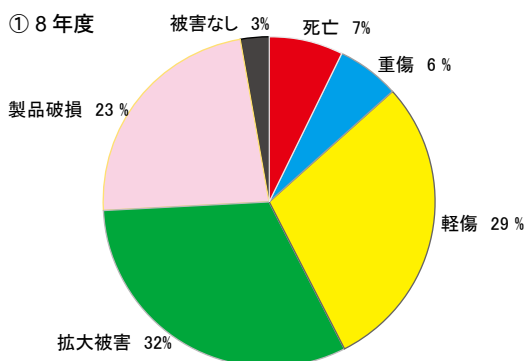
平成8年度と平成21年度～平成23年度の「被害状況別収集件数」を表5と図4にそれぞれ示します。平成8年度は「死亡」が75件発生しており、平成21年度～平成23年度に比べて多くなっています。「死亡」75件は、「燃焼器具」で42件発生しており、「石油ストーブ」18件、「石油ファンヒーター」6件、「ガスストーブ」6件のほか、「家庭用電気製品」の「電気ストーブ」6件など暖房器具で多くみられます。平成8年度で「死亡」、「重傷」、「軽傷」の人的被害に至った事故は42%で、平成21年度～平成23年度は23%と減少していますが、これは事故が発生しても被害が重篤にはなりにくいという製品の安全性向上によるものが関係しているのではないかと推測されます。

製品の安全性向上については、「拡大被害」と「製品破損」の割合の変化からも推測できるものです。平成8年度では、「拡大被害」が32%で最も多く、「製品破損」は23%です。

表5 被害状況別収集件数

	8年度		21年度		22年度		23年度		21～23年度総計	
死亡	75	7%	57	2%	44	1%	21	1%	122	1%
重傷	62	6%	223	6%	208	5%	64	2%	495	5%
軽傷	293	29%	781	21%	724	18%	401	13%	1,906	17%
拡大被害	320	32%	893	24%	812	20%	409	13%	2,114	19%
製品破損	235	23%	1,673	43%	2,222	55%	2,099	68%	5,994	55%
被害なし	26	3%	155	4%	57	1%	107	3%	319	3%
合計	1,011	100%	3,782	100%	4,067	100%	3,101	100%	10,950	100%

① 8年度



② 21年度～23年度

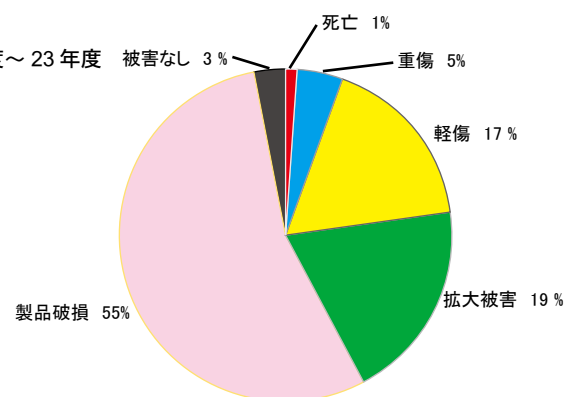


図4-①② 被害状況別収集件数

平成21年度～平成23年度では「拡大被害」が17%、「製品破損」は55%であり、報告された事故の半数は「製品破損」となっています。このことから、「燃焼器具」の安全対策の強化のみならず、「家庭用電気製品」でも事故が発生しても被害が大きくなりにくいなど安全性が高められているという状況が推測されます。

### 4. まとめ

法改正や製品事故にかかわる報道の機会が増えると、社会の製品安全の意識が高まってNITEの事故情報が増加するという傾向がみられます。

PL法施行当時、事故対策として注意表示等が多く用いられました。NITEは、「予見可能な誤使用」の対策は製品側で見積もる必要があることを、事業者向けの「誤使用ハンドブック」などを通じて広く訴えてきました。現在では、事故が発生しても「製品破損」が多いように(図4-②)、安全装置や保護装置による事故対策は進んでいると推測されます。また、NITEでは、「ヒヤリ・ハット情報」なども活用し、製品を使用する側の環境なども考慮してリスクを洗い出すなど、事故の未然防止を目的とした活動の強化を図っています。

# 製品安全の確保とPL法

中央大学法科大学院教授・弁護士  
升田 純



製品安全の確保を図るため、PL法の役割も期待されていますが、同法は、製品事故が発生した後の被害の救済のためのものであり、その役割は限定的です。製品安全の確保は、製造業者等のほか、製品安全に関係する法律を所管する省庁、消費者もそれぞれの立場で取り組むことによって始めて効果的に実現されるものです。製品の設計、製造、警告表示、製品情報・事故情報の提供、製品の利用等の各場面で関係者ができる限りの努力を行うことが大切ですが、製造業者等、行政の取組みは相当に進んでいますから、これらの取組みとともに、今後は、消費者の取組みが重要になっています。

## PL法の施行後の動向

PL法は、平成7年7月1日に施行され（平成6年6月に制定）、以後、17年余の年月が経過しました。PL法は、製造物責任を設けることによって、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものですが（1条）、同法の主要な意義、機能は、製品の欠陥による製造業者等の損害賠償責任という製品事故による被害の事後的な救済を図ることにあります。

PL法の制定前、審議の過程、施行後において、同法と製品の安全確保の要請との関係が議論されることがありましたが、同法自体が製品の安全確保を直接に目的とするものではありません。PL法は、製品に対する不要な規制を廃止、見直しを図ることを前提としつつ、製品事故が発生した場合における製造業者等の製品の欠陥を根拠とする損害賠償責任を認め、裁判所における責任の成否に関する判断を介して、製品の欠陥の具体的な基準、判断を明確化することが期待されているわけです。

裁判所の判断は、当事者双方の主張、立証を前提とし、判決として公表されるものですが（日本の法制度においては、英米法の判例

法主義の国と異なり、判決は、法的な先例拘束力がないのですが、判例とか、裁判例と呼ばれ、程度の差は相当にあるものの、後の訴訟に事実上影響することがあります）、その過程は、証拠の評価、証拠による事実認定、欠陥の判断基準（PL法2条2項、3条）によって欠陥の有無が判断されます。裁判所の判決は、個別の事案ごとに個々の事情を考慮し、裁判官の個性、弁護士の主張・立証の内容・巧拙、結果の妥当性等の諸事情を背景にして判断されるものですが、個々の製品事故の状況の下における個別具体的な判断であるという性質がありますから、同一、あるいは同種の製品につき相当数の判断がされないと、製品の欠陥の具体的で適正な判断基準が形成されないおそれがあります（特定の製品につき一般的に欠陥の判断の枠組み、判断基準を提示することは、判決に期待されていませんし、仮に提示したとしても、傍論にすぎないこととなります）。なお、判決がこのような性質を有するとしても、製造業者等は、製品の設計、製造、販売等の過程において、判決の内容、動向等を考慮し、訴訟に至った場合における欠陥の判断を予測することはある程度は可能ですし、事業の遂行上重要な事項です。

PL法の施行後、消費者用の製品、事業用の製品につき数十件の判決が公表されていますが、内容の評価は様々でしょう。多数の判決を集め、読み込んでも、特定の種類の製品につき設計、製造、警告表示等の検討に当たって明確な参考情報が得られるとは限りません。製造業者等も、行政も、それぞれの立場から製品の安全確保の対策を立て、判断することが必要です。特に行政にとっては、所管する法令に従った安全確保、監督の対策をとることが必要であり、PL法に関する判決は、参考情報の一つというべきです。

PL法の施行後、経済産業省において数度にわたる消費生活用製品安全法の重要な改正が行われ、製品の安全確保の対策がとられ、事故情報がより積極的に公表され、消費者庁が設置され、消費者安全法が施行され、事故情報の一元化が図られる等しており、行政の場面で製品の安全確保の対策が実施されているのですが、製品事故の防止のためには行政的な施策が実効的です。他方、この行政の動向を受けて、製造業者等においては、製品の安全確保対策をとり、積極的に製品事故の公表、リコール等に取り組む傾向が見られるようになっています。

行政における各種の施策は、製造業者等に向けられたものだけでなく、製品の最終の受け手である消費者にも向けられ、公表された製品情報、製品事故情報、リコール情報を利用し、製品事故に取り組むことが期待されているわけですが、消費者教育を含め、到底満足できる状況にないのが現状です。

製品の安全確保の観点からPL法を含む過去の状況、現状を概観してみました。PL法、同法に基づく判決が相当に限られた役割であることは理解してもらえたと思います。

## 製品事故の原因の諸相

ところで、製品の安全を確保し、製品事故を防止するためには、製品事故の原因を的確に究明し、その成果を製品の設計、製造、警告表示、利用の各場面で積極的に利用することが重要です。

製品事故が発生した場合、事故原因の調査、究明は、様々なきっかけ、経緯によって様々な立場の者、機関によって実施されますが（実施されない事故も多数あることはいうまでもありません）、事故の内容・態様、被害の内容・程度等の事情によって調査の必要性、範囲、方法、程度は様々です。消費生活用製品については、ナイトにおいて長年にわたって拡大損害が生じた場合を中心に原因調査、分析が行われてきたものですが、その成果が重要な情報になっています（各種の製品、施設を所管する省庁においては、それぞれ必要に応じて調査が行われてきました）。火災の場合には、消防当局、犯罪の蓋然性がある場合には、捜査当局が調査を実施してきたものです。製品事故につき製造業者等に対して損害賠償を請求する場合には、被害を受けたと主張する者が法律専門家、技術専門家等と協力し、原因調査を行うことが予定されています（訴訟の提起、立証の準備として行われるものです）。最近、消費者安全法が改正され、消費者安全調査委員会が設置され、事故原因の調査を行うことが予定されるようになっています。

製品事故が発生し、その責任の有無・所在が問題になる場合には、このような各種の原因調査、分析が行われることがありますが、調査の目的、範囲、精度、原因の意味合いは、個々の調査ごとに異なるものです。もともと、近年は、製品事故の現場では、原因調査の費用等を考慮しているのか、訴訟を提起する者、その代理人においては、公的な原因調査、分析、公

的な情報提供に対して高い期待を抱いている事例が多数あるようです。そのため、公的な原因調査に際して、事故原因が被害を受けたと主張する者にとって不利な内容になることが予想されたり、公表されたりすると、調査の過程、内容、結果に対して苦情を述べるような事例も見られるようになっていきます。いずれ、調査の内容、公表の適否をめぐって訴訟が提起される事例も登場するのではないかと予想されます。

公的な調査は、各機関がそれぞれ法令に基づき、その趣旨に従って行われるべきものであり、その目的、証明の方法、証明の程度は、それぞれの調査ごとに異なるものですし、民事上の損害賠償責任の成否とは無関係のものです。各調査、審議の実情に照らすと、審議に参加する者の母体の活動等を反映した偏った見解を表明する事例を見聞することもあります。

製品事故の原因の調査、分析を行う場合、事故の発生に影響を与える原因は複数存在することが多く、原因ごとの絡み具合も複雑であることがあります。原因として想定される事情は、製品側の原因（製品の用途、製品の危険性、製品の不具合、設計上の欠陥、製造上の欠陥、警告上の欠陥等）、使用者側の原因（不注意、誤使用、理解不足、判断能力の不足等）、使用環境、第三者側の原因、不可抗力、法令上の原因があります。製品事故が発生する場合には、これらの複数の原因が同時併行的に、あるいは順次関与することになるため、事故原因の特定、事実的な因果関係の判断、各法令に従った因果関係の判断、事故起因性の判断、欠陥の判断は相当に困難であることが少なくありません。

ナイトにおいて実施されている原因調査、分析は、経済産業省所管の製品につき保有する資源を駆使して実施され、所管法令に従って行われているものであり、長年の蓄積とノウハウ

と信頼性があるものですが、これも無理解な立場からの批判が寄せられることがあるのは、法令の内容、趣旨を理解していないものです。

## 製品事故の防止と 製品の安全確保のために

先ほど指摘したように、PL法に基づく損害賠償責任が問題になった訴訟における判決で示された原因の分析、判断は、事故が発生した後には損害の賠償を認めるか、どの程度認めるかという訴訟に特有な論理によって行われるものであり、社会生活において製品事故の防止、製品の安全確保にはあまり役立つものではありません。

製品事故の防止、製品の安全確保のためには、製品の法令上の規制、製品の設計、製造、警告表示、使用環境、製品情報・製品事故情報の提供・認識、使用者の適正な使用等が相まってより確実なものになることは間違いありません。行政によって公表される製品事故の原因調査、分析、公表は、このための重要な情報の提供になりますし、そのためには、情報の社会全体における活用が期待されていますが、特に最終的な情報の受け手である消費者によって十分に活用されていないことは、誠に残念です。

製品事故の防止等の目的は、製品の製造から使用に至る過程で関係するすべての者、例えば、製造業者等、販売業者、行政、消費者団体、消費者等が、その立場において自分の行うべき役割（法令上、あるいは社会常識上この役割が具体化されることとなります）を適切に果たすことによってより実効的に達成されるものです。それぞれの者が自分の役割を放棄し、他の立場にある者を批判するだけでは、安全で安心な社会がいつまでも達成されることはありません。社会全体でこの目的を達成するた

めには、前記の過程の関係者の一部の者が優れた対策を実施したとしても、製品事故の発生は、最も貧弱な対策、劣った対策しかとらない者の実情に大きく影響を受けることは明らかでしょう。製品事故の防止等の目的は、社会全体で漏れなく対策を立て、実施することが必要です。

# 小麦加水分解物（グルパール®19S）を含有する「旧茶のしずく石鹸」（2010年12月7日以前の販売分）による小麦アレルギーについて

独立行政法人国民生活センター  
商品テスト部テスト管理課 消費生活専門相談員  
小坂 潤子



（株）悠香「旧茶のしずく石鹸」による小麦アレルギー発症について、新聞報道等によれば、現在 20 以上の地方裁判所・支部に計原告 1000 人以上が訴えを起こしています。食品の小麦アレルギーはよく知られていますが、消費者にとっては石けんの使用により口から摂取する小麦に対するアレルギーが発症するとは思ってもかけないことでした。今も、パン・ Pasta・しょう油など小麦を含む飲食物等を食べられない方がいます。

## （株）悠香の茶のしずく石鹸に関する相談の概要

### 1. 危害件数

2012 年 9 月 6 日、国民生活センターは「2011 年度の PIO-NET(注 1)の危害・危険情報と医療機関ネットワーク(注 2)の情報の概要」を発表しました。主な特徴として、2011 年度に消費生活センターから収集した危害・危険情報は 15,195 件で、対前年比で見ると 19.6%増でした。これは、「化粧品」に分類される（株）悠香の茶のしずく石鹸に関する危害の相談が急増したことが影響しています。

2011 年度は消費生活センターから収集した「危害情報(注 3)」は 11,493 件、「危険情報(注 4)」は 3,702 件ありました。「危害情報」の上位 3 商品は、「化粧品」「医療サービス」「エステティックサービス」でした。「危険情報」の上位 3 商品は、「四輪自動車」「化粧品」「電



旧茶のしずく

子レンジ類」でした。

「茶のしずく石鹸」に関する相談については、

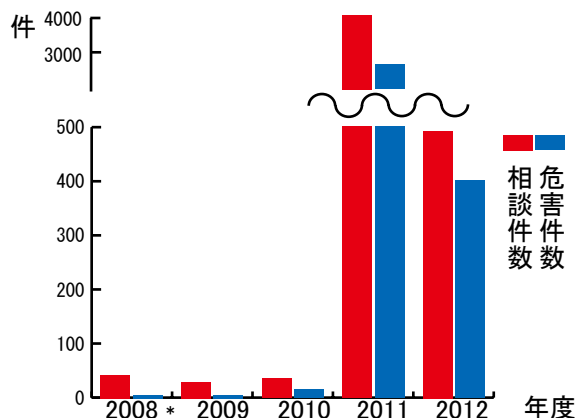


図1 「茶のしずく石鹸」に関する相談件数、うち危害に関する相談件数の推移

\* 2008 年度は、2004 年度～ 2008 年度の合計で危害は 6 件。

注 1 PIO-NET（バイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）：国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

注 2 医療機関ネットワークとは、消費生活上において生命または身体に被害を生じる事故に遭い医療機関を利用した患者から情報を収集し、注意喚起などに活用することを目的としている事業。消費者庁との共同事業であり、2010 年 12 月より情報収集を開始した。事業の詳細は以下の消費者庁のホームページを参照。 <http://www.caa.go.jp/safety/pdf/101111kouhyou.2.pdf>

注 3 商品・役務・設備に関連して、身体にけが、病気等の疾病（危害）を受けたという相談（国民生活センターが各地の消費生活センターの窓口から受けた消費生活相談（経由相談）を除く）

注 4 危害を受けたわけではないが、そのおそれがある相談

PIO-NET に 4,336 件（2004 年 3 月以降受付、2012 年 11 月 15 日までの登録分）寄せられており、うち(株)悠香より、「旧茶のしずく石鹸」（2010 年 12 月 7 日以前の販売分）の使用の中止と交換または返品の対応に関するお知らせが出された 2011 年 5 月 20 日（自主回収の社告）以降の相談が 4,221 件あります（図1）。

また、4,336 件中、危害に関する相談は 2,980 件、うち回収の社告以降の相談は 2,948 件となっています。

以下は 2,980 件に関する内訳です。

### 2. 被害者の性別・年齢

女性は 2,820 件、男性は 144 件（不明、無回答 16 件）です。

年齢別では 60 歳代が最も多く 667 件、次いで 40 歳代 581 件、以下、50 歳代 497 件、30 歳代 420 件、70 歳代 375 件、20 歳代 130 件、80 歳代 95 件、10 歳代 75 件、10 歳未満 15 件、90 歳代 6 件（無回答 119 件）と続きます。

### 3. 危害内容・危害部位・危害程度

危害内容の上位は、「皮膚障害」2,064 件、「その他の傷病及び諸症状」480 件、「呼吸器障害」397 件となっています（図2）。

危害部位では、「顔面」1,194 件、「全身」776 件、「気道」328 件となっており（表）、危害部位が「全身」や危害内容が「呼吸器障害」の場合にはアナフィラキシーショックを起こしている例が多いです。

危害程度では、治療期間「1か月以上」が

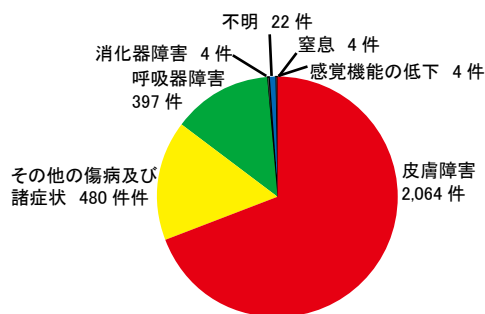


図2 危害内容

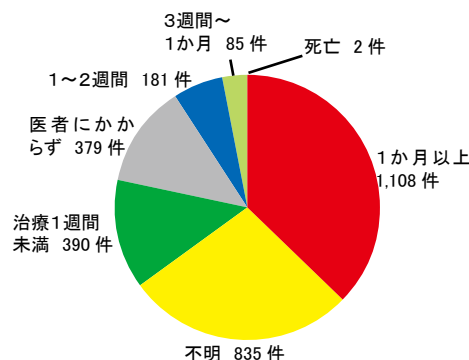


図3 危害程度

1,108 件と最も多くなっています（図3）。

## 小麦加水分解物（グルパール®19S）「旧茶のしずく石鹸」を使用したことにより発症する小麦アレルギーについて

リウマチ・アレルギー情報センターホームページ「小麦加水分解物含有石けん『茶のしずく』を使用したことにより発症する小麦アレルギーに関する情報センター」では、小麦成分が入っている石鹸を使って、小麦の食物アレルギーになる発症のメカニズムについて、次のように説明しています（2012 年 12 月現在）。

「2010 年 12 月 7 日までに販売されていた『茶のしずく石鹸』には、加水分解コムギという小麦由来のタンパク質（製品の箱には“水解小麦末”と表記してありました）が重量比にして 0.3% 含有されていました。すべてのタンパク質は人間にとってアレルゲンになる可能性があります、その中でも小麦のタンパク質はアレルゲン性の強いもののひとつと考えられています。毎日のように洗顔して、この成分、“加水分解

表 危害部位

危害部位	件数
顔面	1,194
全身	776
気道	328
眼	302
鼻・咽喉	75
胸部・背部	58
首	24
手掌・手背（手首）	22
大腿・下腿	20
口・口腔・歯	18
腹部	18
頭部	13
腕・肩	9
耳・平衡器	6
手指	5
会陰部	3

コムギ”が少しずつではありますが目の粘膜、鼻の粘膜、顔の皮膚に付着しからだに侵入し、からだがこの成分を危険なものと判断し、外に出さねばならないと判断したために、この石鹼を使ったひとの一部は、この含有成分“加水分解コムギ”に対してアレルギーになってしまいました。そして、小麦のアレルギーが眼や鼻の粘膜や顔面の皮膚で最初に成立したものであっても、一度小麦アレルギーになってしまうとアレルギー反応は全身で起こり得ます。結果的に一部の方は、小麦を食べた時にもアレルギー

反応を起こすようになってしまいました」

食品の小麦アレルギーはよく知られていますが、消費者にとっては石けんを使用したことにより口から摂取する小麦に対するアレルギーが発症するとは思ってもかけないことでした。

「旧茶のしずく石鹼」を使用したことにより発症した小麦アレルギーであると診断するために、2011年10月11日、一般社団法人日本アレルギー学会は「茶のしずく石鹼等に含まれた加水分解コムギ（グルパール®19S）による即時型コムギアレルギーの診断基準」（化粧品

#### 【事例1】 新聞記事を見るまで原因がわからず石けんを使用し続けた

1年3カ月前から通販で茶のしずく石鹼をまとめ買いし、ずっと朝晩使用していた。2011年2月に突然、車の運転中に全身がかゆくなり、喉が腫れて意識が遠くなったため、車を止めて救急車を呼び、病院へ搬送された。その後2度目のアナフィラキシーを起こし、検査したところ、小麦含有食品摂取による運動誘発性アレルギーとわかり、小麦を完全に除去した生活を送っていたが、石けんは使い続けていた。5月の新聞記事を読み、自分も同じ症状と思った。紹介された病院で石けんによるアレルギー症状と診断された。（危害発生年月：2011年3月、宮城県・30歳代・女性）

#### 【事例2】 搬送先の医師が症例を知っており原因が早くわかった

2011年2月、散歩中、坂道で目が痒くなり呼吸が苦しくなり倒れた。他の散歩中の人に発見され、救急搬送され、アナフィラキシーを起こしていると言われた。医師は茶のしずく石鹼によるアレルギーの症例を知っており、紹介された病院で5月に入院・検査をし、小麦アレルギーと判明した。病院では同じような患者がいると聞いた。（危害発生年月：2011年2月、兵庫県・60歳代・女性）

#### 【事例3】 運動ができなくなり外出もできなくなった

2009年9月に通販で購入した茶のしずく石鹼を購入し使い始めて、3～4カ月たった頃からランニング後に目が腫れたり、のどに痰がからむように息苦しくなったり、鼻水が止まらなかつたり、首周り、手先がかゆくなったりといろいろな症状が出て悩んでいた。今までアレルギーはなかった。2010年6月に眼科医を受診したが、原因はわからなかった。薬を使うと一時的にはおさまるが、ランニングをするとまた症状が出るのでウォーキングにしたが、さらに症状はひどくなり外出することもできなくなった。事業者から自主回収のお知らせが届き、その後、専門医の診断を受けて、当該石けんにより発症した小麦アレルギーであることがわかった。もっと早く使用中止を連絡してほしかった。

（危害発生年月：2010年6月、栃木県・50歳代・女性）

#### 【事例4】 仕事をやめて治療しなければならなくなった

2010年6月、食事後全身がかゆくなり、蕁麻疹が出て仕事に倒れ、救急車で病院に搬送された。血圧が正常値の半分まで低下して命の危険があると言われ、小麦アレルギーの運動誘発性アレルギー症状と診断された。それまでは普通に小麦食品を食べていた。事業者から自主回収のハガキが届き、初めて茶のしずく石鹼の小麦成分がアレルギー症状の原因だとわかった。自分は4年前から当該石けんを使い続けており、今は仕事をやめて治療中である。（危害発生年月：2010年6月、千葉県・30歳代・女性）



中のタンパク加水分解物の安全性に関する特別委員会作成)を公表しました。

#### 【確実例】

以下の1, 2, 3をすべて満たす。1. 加水分解コムギ (グルパール® 19S) を含有する茶のしずく石鹼等を使用したことがある。2. 以下のうち少なくとも一つの臨床症状があった。2-1) 加水分解コムギ (グルパール® 19S) を含有する茶のしずく石鹼等を使用して数分後から30分以内に、痒み, 眼瞼浮腫, 鼻汁, 膨疹などが出現した。2-2) 小麦製品摂取後4時間以内に痒み, 膨疹, 眼瞼浮腫, 鼻汁, 呼吸困難, 悪心, 嘔吐, 腹痛, 下痢, 血圧低下などの全身症状がでた。3. 以下の検査で少なくとも一つ陽性を示す (備考参照)。3-1) グルパール® 19S 0.1%溶液, あるいは, それより薄い溶液でプリックテストが陽性を示す。3-2) ドットプロット, ELISA, ウェスタンブロットなどの免疫学的方法により、血液中にグルパール® 19Sに対する特異的IgE抗体が存在することを証明できる。3-3) グルパール® 19Sを抗原とした好塩基球活性化試験が陽性である。

#### 【否定できる基準】

4. グルパール® 19S 0.1%溶液でプリックテスト陰性

#### 【疑い例】

1, 2を満たすが3を満たさない場合は疑い例となる。

\*ただし1, 2を満たすが3を満たさない場合でも, 血液特異的IgE抗体価検査やプリックテストでコムギまたはグルテンに対する感作が証明され, かつω 5グリアジンに対する過敏性がなにか, コムギおよびグルテンに対する過敏症よりも低い場合は強く疑われる例としてよい。

#### 【備考】

免疫学的方法による診断は「日本アレルギー学会 化粧品中のタンパク加水分解物の安全性

に関する特別委員会」まで連絡ください。必要血清量は0.5 mlです。

(株)悠香「旧茶のしずく石鹼」による小麦アレルギー発症について、新聞報道等によれば、現在20以上の地方裁判所・支部に計原告1000人以上が訴えを起こしています(2012年12月現在)。

原告らは、(株)悠香(茶のしずく石鹼の商品企画を行い、これを全国展開して販売した会社)、(株)フェニックス(悠香から注文を受けて、茶のしずく石鹼を実際に製造していた会社)、(株)片山化学工業研究所(加水分解コムギ末「グルパール® 19S」を製造してフェニックスに納入していた会社)に対し、製造物責任法3条に基づき、「旧茶のしずく石鹼」には、アレルギー症状の既往がない一般の健常者にアレルギー症状を発症させるような商品としての欠陥(当該種類の製品として通常有すべき安全性を欠いていること)が存在し、その欠陥によって小麦アレルギー(多くは小麦依存性運動誘発アナフィラキシー=WDEIA)に罹患し、健康被害を受けたとして損害賠償を求めています。

〈引用文献〉

「小麦加水分解物を含有する『旧茶のしずく石鹼』(2010年12月7日以前の販売分)による危害状況について—アナフィラキシーを発症したケースも—」(2011年7月14日独立行政法人国民生活センター)

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110714\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110714_1.html)

〈参考資料〉

リウマチ・アレルギー情報センターホームページ「小麦加水分解物含有石けん『茶のしずく』を使用したことにより発症する小麦アレルギーに関する情報センター」

<http://www.allergy.go.jp/allergy/flour/index.html>

一般社団法人日本アレルギー学会

<http://www.jsaweb.jp/>

茶のしずく石鹼被害救済東京弁護団

[http://chanoshizuku-kyuusai-tokyo.jp/?page\\_id=370](http://chanoshizuku-kyuusai-tokyo.jp/?page_id=370)

# 民間型 裁判外紛争解決機関としての 家電製品PLセンターの活動状況

一般財団法人家電製品協会 家電製品PLセンター  
(元)次長  
沼尻 禎二



一般財団法人 家電製品協会(以下「当協会」と言う。) 家電製品PLセンター(以下「当センター」と言う。)は、平成6年7月1日の製造物責任法(PL法)の公布の翌年、平成7年3月に設立しました。また「裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律」(以下「ADR法」と言う。)に基づき、紛争手続の業務(斡旋業務、裁定業務に限る)について、法務大臣より平成19年9月に認証を受けました(認証番号 第3号)。

今回は、上記認証を受けた機関として、これまでの5年間の活動を振り返り、事故相談(注1~注6参照)に焦点を当てて分析を行い、その結果について家電製品の製品安全動向の考察をしました。

## 1. 当センターの手続きと概要

一般消費者は、一般的に、販売事業者、もしくは製造事業者に事故相談を行うことにより、相対交渉がスタートします。発生した事故の多くはこの相対交渉により解決していると考えられます。しかし一部の事故相談については、図1に示すように事業者との相対交渉が不調に終わり、中立の立場である当センターに事故相談

を求められます。

この場合一般消費者は、当センターのホームページ等の情報から直接申し出される場合と消費生活センター等を経由して相談される場合の二つに分類されます。

## 2. 事故相談の推移と事業者について

上記1項で述べました通り、当センターの活

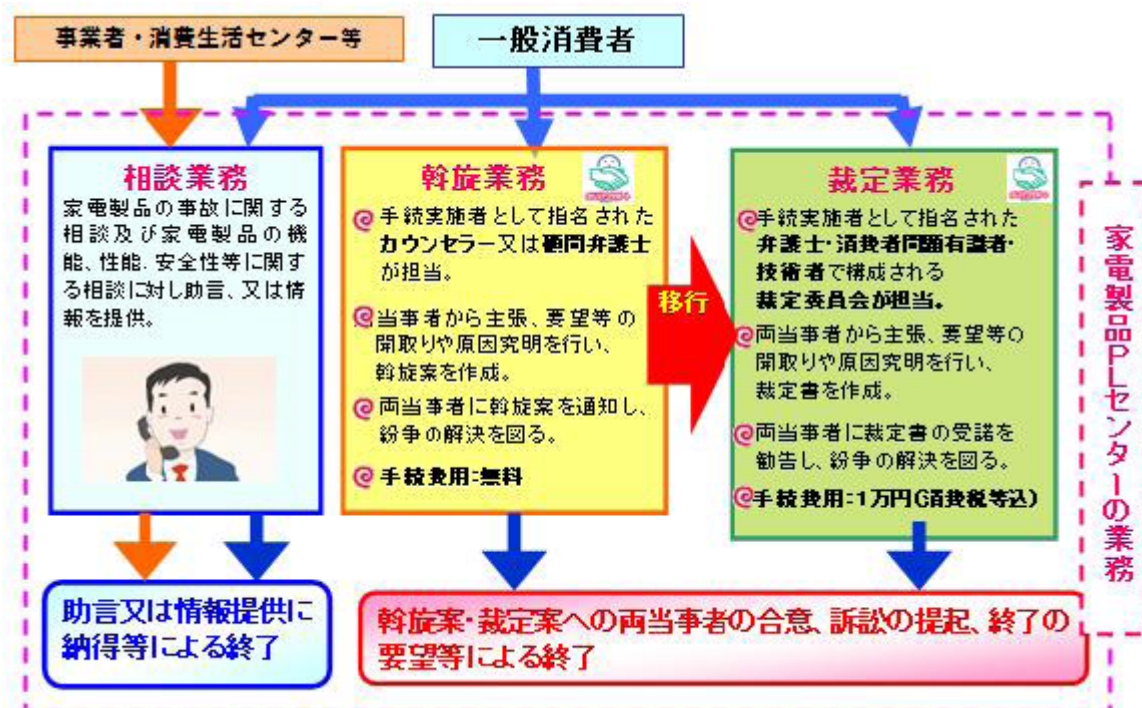


図1 手続の流れと概要

動は業界全体から見ると一部の案件であることから、これからご紹介するデータの内容は、家電製品の製品安全について業界全体の傾向を示すものではなく、家電製品PLセンターが扱う案件の特性としての傾向データであると考えます。

第1に、当センターにおける直近5年間の拡大損害事故案件（注1、2）及び拡大損害事故相談案件（注1、3）の受付件数推移は、図2のような傾向を示しています。

社会におけるこの5年間の製品安全に関する大きな出来事としては、「改正消費生活用製品安全法（以下「消安法」と言う。）」が平成19年5月14日から施行され、製品事故情報報告・公表制度の運用が開始されました。

また、ADR法が平成19年4月1日に施行され、当センターは冒頭で述べましたように、ADR認証機関として認証を受けております。また

平成21年9月1日には消費者庁が発足する等、この5年間は製品安全に係る関係法律、行政機構の整備が行われたことが特徴的なことでした。

このような関係法律を含めた行政関係の変化は、当センターの活動状況にも反映し、図2のように、平成22年度の事故相談は前年度を上回っています。この要因のほとんどは消費生活センターからの相談が増加したことです。このことは、前述のように消費者庁が発足し、消費生活センターの拡充強化等が行われたことによるものと考えられます。

第2に事故相談の対象に係る事業者について、注7の事業者の分類基準にて5年間の推移（構成比）を見てみますと図3のような変化が見られます。

大手事業者が平成20年度に前年より増加している理由として、本誌（生活安全ジャーナル）

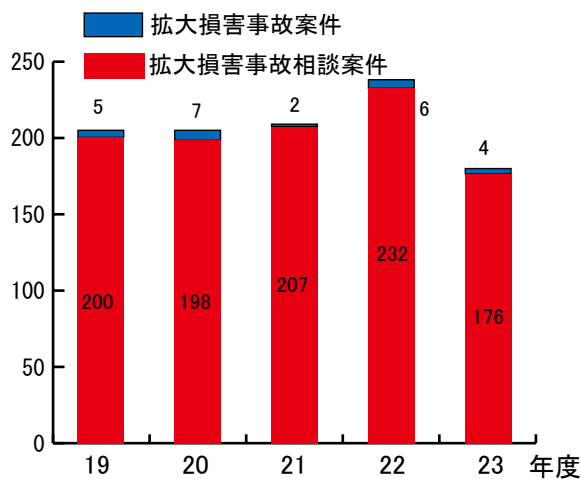


図2. 拡大損害事故案件及び  
拡大損害事故相談案件の受付件数推移

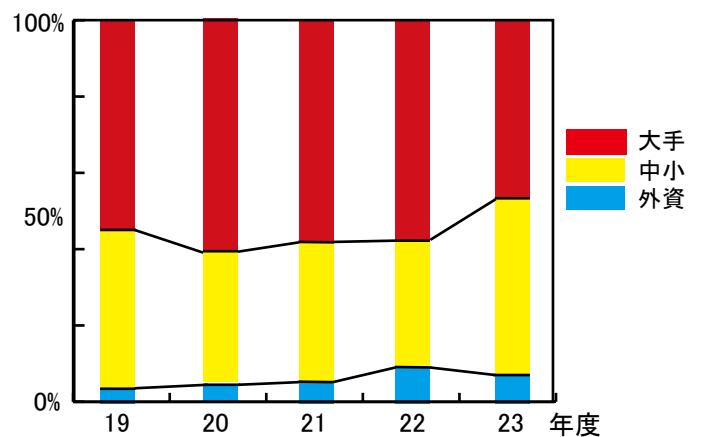


図2. 事故相談にみる事業者の規模別割合  
（事故相談：拡大損害相談案件及び  
非拡大損害事故相談案件）

- 注1. 「拡大損害事故」：家電製品が原因と思われる事故であって、人の生命、身体または当該家電製品以外の財産への被害が生じた事故。
- 注2. 「拡大損害事故案件」：拡大損害事故に係る斡旋手続、裁定手続の依頼を受けた案件。
- 注3. 「拡大損害事故相談案件」：拡大損害事故に係る相談手続案件。
- 注4. 「非拡大損害事故」：「家電製品が原因と思われる事故であって拡大損害が生じる可能性はあったが、被害が当該家電製品のみにとどまり、拡大損害が生じなかった事故。
- 注5. 「非拡大損害事故案件」：非拡大損害事故に係る斡旋手続、裁定手続の依頼を受けた案件。
- 注6. 「非拡大損害事故相談案件」：非拡大損害事故に係る相談手続案件。
- 注7. 「大手事業者」当協会賛助会員を主体とした事業者、「中小事業者」家電小物商品を主体とした事業者、及び輸入事業者、「外資系事業者」パソコン等に代表される海外資本系の事業者

第11号に掲載された「事故動向」について「事業者が前年に「消安法」が改正されたのを期に過去の事故等も公表したので増加した」と解説されております。当センターの事故相談についても同様の背景から増加したと考えられます。

また、大手事業者に係る事故相談は、平成20年度をピークに緩やかな減少方向で推移し、平成23年度には中小事業者より構成比が少なくなっております。この背景には、前述のように「消安法」に係る大手事業者の製品安全に対する体制の整備があると思えます。

これにより事業者の事故相談への対応が改善され、その結果、当センターへの事故案件は減少していると考えられます。

しかし、中小事業者及び、外資系事業者の5年間の推移を見ると当センターへの事故相談相談が増加する兆しが見られ、平成23年度に大手事業者を上回っています。具体的には直近の当センターへの斡旋手続にその傾向が顕著に表れており、一般消費者に対する事故相談の対応体制に課題があると思われます。

尚、当協会は「消安法」の改正と共に、経済産業省より「家電製品に係わる製品安全に関する自主行動計画」策定の要請を受け、賛助会員に対し「製品安全に関する自主行動計

画」の策定を支援するための「製品安全に関する自主行動計画策定ガイドライン」を作成・配布しました。以降、賛助会員の体制整備と継続的な取り組みへの支援を行っております。

## 2. 斡旋手続事例

具体的な事故案件として当センターのホームページに掲載しております「インフォメーション」から「安全表示」が論点となった事例について考察してみました。

尚、本事例の文章表現は、当センターの公開情報に準じております。

### ・ ジュースミキサーによる指の怪我についての損害に関する紛争

#### 【一般消費者からの依頼内容】

一般消費者が、ジュースミキサー（以下「ミキサー」という。）を電気店で購入し、同日、食材を入れ使用していたところ、食材の量が多かった事から、モーターが過負荷によりモーター保護用の安全保護スイッチが作動し停止してしまった。この時、ミキサーの電源スイッチは「入」の状態、電源プラグはコンセントに差したままの状態であった。一般消費者は、本体よりボトル部分を取りはずし、本体を左手で持ち、安全



写真① 事故発生の現場



<b>復帰ボタン</b>	
<b>注意</b>	必ずスイッチを切り、 プラグを抜いてから 復帰 ボタンを押す。

写真② 同業他社類似機種

保護スイッチをリセットするため、本体底面の安全保護スイッチを、フォークを使用して押したところ、カッター部と連結する樹脂製のカプラーが回転し始め、たまたま、カプラー部分に当たっていた人差し指に白くみみず腫れ状の怪我を負った。

一般消費者は、製品の安全保護スイッチをリセットする際の取扱いについての注意表示がミキサー本体に記載されていないことから、「安全使用への配慮がなされていない」として、治療費等の損害賠償を事業者に求めた。

事業者は、安全保護スイッチ操作の注意については取扱説明書に記載されており、使用方法の問題であり責任はないとの見解を示した。一般消費者は事業者の見解に納得できない事から、当センターに斡旋手続を依頼した。

**【原因調査】**

手続実施者は、同業他社の類似機種を比較したところ、本件ミキサーが安全保護スイッチをリセットする際の、使用者に対する安全表示等に

ついて、配慮が不足していたことは否めない事実であると判断した。

特に、電源スイッチが入った状態で本体の安全保護スイッチを押せば本体に設置されているカプラーが回転するという事を、使用者が予測できるとは当然考えにくく、本体に安全保護スイッチを使用する際の注意に関する表示がないことは、安全確保のための表示の不備と考えられる。よって、手続実施者は本件事故の原因は、本件ミキサーの表示の不備に起因するものと判断した。

**【結果】**

手続実施者は、本件事故はミキサーの安全確保のための表示の不備に起因することであることから、事業者が依頼者に解決金を支払う旨の斡旋案を両当事者に提示した。

その結果、両当事者が斡旋案に合意したので当センター並びに手続実施者及び両当事者は合意書を取り交わし、手続実施者は斡旋手続を終了した。



写真③ 安全装置搭載機種事例

以上の斡旋手続事例は、製品として、製品本体への安全表示についての在り方を示した事故案件の代表的なものです。事業者は、設計段階におけるリスクマネジメントの一環として、一般消費者が使用する事について、使用上想定されるあらゆる操作条件について事前検討すべきであることが本件事例から読み取れます。また、事業者は競合他社が既に採用している安全への配慮事項については、予め解決しておく必要があります。

【参考情報①：ミキサーの安全装置について】

ミキサーは、機能上、カッターが回転する構造になっていることから、取り扱いを誤ると大事故につながる恐れがあります。最近販売されている製品を見ますと製品本体に写真3のような

安全装置を設けている機種も多くなりましたが、未採用の製品も存在しています。今回のような斡旋事例において、「安全装置」の搭載されていた製品を使用していた場合には事故の発生は無かったと考えられます。

【参考情報②：安全装置搭載状況の現状】

今回事例で紹介しました斡旋手続において、市販されているミキサーの安全装置の搭載状況について調査しました。安全機能への配慮については一般社団法人 日本電機工業会 (JEMA) の自主基準(注8)を基に比較してみますと、図4のような結果になり、未だ半数の事業者は JEMA 基準レベルを満足していない事実があります。

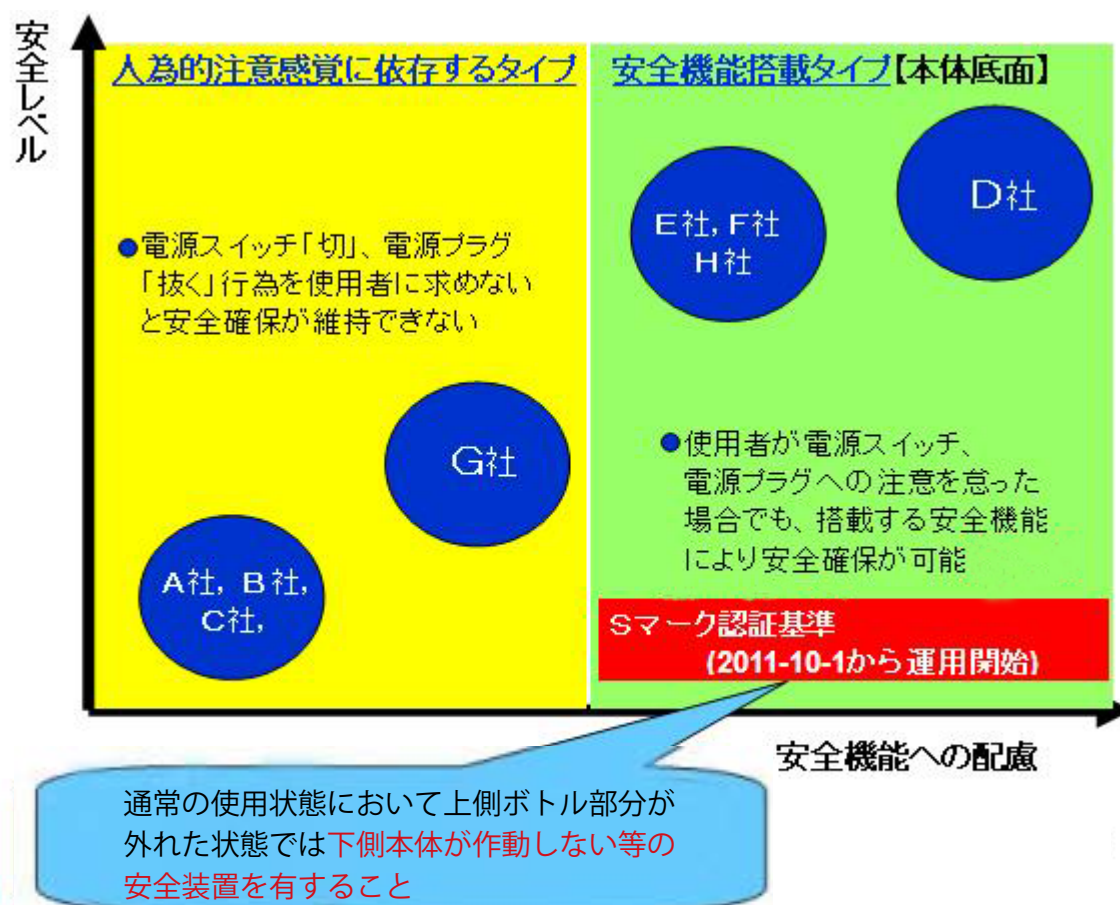


図4 ジュースミキサーの安全装置搭載状況

注8. JEMA の自主基準はその後、電気製品認証協議会のSマーク認証基準に採用された。

# 製品の欠陥とはなにか

## — 製造物責任法の欠陥定義を 最新の安全技術を踏まえて再考する —

公益社団法人 日本技術士会登録製造物責任技術相談センター  
代表幹事（技術士）  
佐藤 国仁



製造物責任法が制定されて18年が経ちました。この間、製品安全の技術は法制定時とは比較にならない大きな発展を遂げました。製造物責任法が規定する法的な判断基準は、最新の製品安全技術によって、より具体的に、より体系的に、確実な判断基準に深化させることが求められます。リスクアセスメントおよびリスク低減という機械安全の原則に基づいた欠陥判定の判断基準を紹介します。

### 1. 製造物責任法の欠陥定義

すでによく知られていますが、製造物責任法（以下、PL法と呼ぶ）第3条に次のように規定しています。

「当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること。このときA～Dを考慮すること。

- A. 当該製造物の特性、
- B. の通常予見される使用形態、
- C. その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期
- D. その他の当該製造物に係る事情」

そしてこれら要素A～Dについては、いわゆる七省庁解説（製造物責任法の解説、1994-8）において、次のように解説されています。

- A. 当該製造物の特性、
  - (1) 製造物の表示
  - (2) 製造物の効用・有用性
  - (3) 価格対効果
  - (4) 被害発生の可能性とその程度
  - (5) 製造物の通常使用期間・耐用期間など
- B. 通常予見される使用形態

- (1) 製造物の合理的に予期される使用
- (2) 製造物の使用者による損害発生防止の可能性など

#### C. 当該製造物を引き渡した時期

- (1) 製造物が引き渡された時期
- (2) 技術的実現可能性など

#### D. その他の事情

- (1) 危険の明白さ
- (2) 製品のばらつきの状況
- (3) 天災等の不可抗力の存在など

（「日本のPL法を考える」杉本泰治、地人書館、2000-02-10による）

### 2. 機械安全におけるリスクアセスメントとリスク低減方策

2004年12月に機械類の安全設計のための基本規格がJISとして発行されました（以下、機械安全規格と呼ぶ）。これによって機械類の安全設計の方法が初めて完全に体系づけられたという画期的な規格です。機械安全規格は機械類の安全設計はリスクアセスメントとリスク低減を繰り返すことで達成するべきと決めました。

その内容はつぎの通りです。

・リスクアセスメントの内容

- (1) 機械の使用方法の確定
- (2) 危険源の同定
- (3) リスクの見積と評価
- (4) リスクが適切に低減されたか否かの判定

・リスク低減方策の原則

次の優先順位を守ること。この原則をスリーステップメソッドと呼ぶ。

- (1) 本質的安全方策
- (2) 安全防護
- (3) 使用上の情報

### 3. PL法と機械安全規格の比較

それでは1章に示したPL法の法的解釈と2章に示した機械安全規格の要求とはどのような関係にあるのでしょうか。それを示したものが表1です。

表1によると、機械安全規格では要求されているのにPL法の法的解釈ではカバーしていない要求事項がかなりあることが分かります。それを整理すると次のようです。

(1) 機械安全規格には「①意図する使用、②合理的に予見可能な誤使用」という階層区分があるが、PL法には「合理的に予期される使用」という一つ概念のみしかない

(2) PL法には「危険源を同定して安全設計を行う」という概念がない

(3) さらにPL法には「リスクアセスメントの結果に従ってリスク低減を行う」という概念がない

(4) PL法には、リスク低減方策についていわゆる3ステップメソッド（本質的安全設計、安全防護、使用上の情報、この3段階をこの順で優先して適用すべき原則）の概念がない

PL法の規定は製品の評価基準であり、機械安全規格は製品の安全設計の規準であるから規程の対象はそもそも異なっています。この相違を意識することが必要です。表1に示したPL法と機械安全規格の相違が明らかになった事例を2件、検討してみましょう。

### 4. 箱ブランコ事故とその判決

1997年、当時9歳の女兒が箱ブランコで遊んでいるときにかごから転落し、右大腿骨転子

表1 PL法の法的解釈と機械安全規格の安全基準の対比

PL法の法的解釈基準		機械安全規格の要求				リスクアセスメント				リスク低減		
		使用／誤使用	危険源同定	リスク評価	許容判定	本質的安全設計	安全防護	使用上の情報				
製造物の特性	表示	○									(○)	
	効用・有用性				○							
	価格対効果				○							
	被害の蓋然性			○								
使用形態	使用期間・耐用期間	○										
	合理的に予期される使用	○										
引き渡し時期	使用者の災害防止			○								
	引き渡し時期				○							
その他の事情	技術的実現可能性				○	(○)	(○)	(○)				
	危険の明白さ				○							
	製品のばらつき				○							
	天災等の存在				○							



下骨折の重傷を負うという事故が起きました。2001年、地裁は製造者(不法行為)、管理者(国賠法)の責任を認めた判決を下しました。しかしながら2002年、高裁は両者の賠償責任無しとの判決を出しました。ここでは次のようにその判決理由を述べています。「100%安全なゆりかご型ブランコは揺動しないブランコ以外には存在せず、それはもはやブランコではなく児童の遊具にはならない」。

機械安全規格の設計法が要求するリスクアセスメントを行えば、揺動しないブランコでさえ支柱によじ登って転落する等のリスクは残存するので、揺動しないブランコでも100%安全とはいえません。一方でこの事故のような重大なリスクは、かごと地面との間隔を空けさえすれば簡単に無くすことができることが明白です。まことに残念ながら高裁判決はこのような見解に立たないで下されたものようです。

この裁判はPL法でなく不法行為および国賠法に基づく訴訟であり、機械安全規格の制定前の判決でした。しかしPL法による判断であっても、機械安全規格の規準を導入しないとこの判決と同様の判断が成立する余地があります。そのことを次の事例で示しましょう。

## 5. フードパック事故の判決とコメント

食品用トレーを製造する工場でコンベアー上のトレーの山を整頓しようとして身を乗り出した作業者がリフターに頭部をはさまれて死亡した事故がありました。この裁判は装置製造者が必要な安全装置の設置を怠ったとしてPL法に照らして有責との判決を下しました。

しかしながら、この判決に対して「操作をしていた従業員の使用経験、本件リフトの構造、操作の異常さとその動機等の事情を考慮すると、本件リストにつき設計上の欠陥を肯定した判断には疑問が残る」とのコメントが発表さ

れています。このケースは機械安全規格の要求に従えば、装置の安全設計に不備があったことがはっきりしています。このコメントの出版が機械安全規格の制定前であり、この規格に基づかないでPL法の欠陥判断を行うと、最新の安全技術の要求事項が反映されないことがあることが分かります。

## 6. PL法の欠陥定義に機械安全規格の知見を反映させるべきこと

機械安全規格が制定される10年前にPL法が制定されたという事情は当然考慮しなければなりません。PL法には「現状最高水準」の原則があります。すなわちその当時の最高水準の科学技術の知見を活用した製品であることが求められています。機械類の設計における現時点の最高水準知識はあきらかに機械安全規格です。なぜこれを強調するかと言えば、ユーザのみならずメーカーにとっても役に立つ規範だからです。

機械安全規格に拠れば、予見可能な誤使用までは対応しなければなりません。予見不可能な誤使用は対応しなくて良いことが明記されています。対応するべきリスクも一定の大きさ以下のリスクについてはユーザへの注意喚起によって安全を確保することが認められています。このような基準が示されていることは、メーカーの責任限度を明示していることを意味しています。

# 製品安全だより

NPO 法人 関西消費者連合会

理事長 角田 禮子

## 製品事故と消費者被害



3回目を迎える nite 製品評価技術基盤機構の研修には一般社会人の受講者に、大学生や主婦層が加わり、今、“製品の安全、安心”への関心が非常に高くなっています。「危険はない」「絶対に安全だ」という製品の安全神話がよく聞かれますが“事故はおこるもの”“絶対”ということはない“ヒューマンエラー”は起こりうることから講義はスタートします。故に、自己責任、自立した消費者が求められます。受講生は「身の引き締まる思いがした」と感想を述べています。

### ○電気毛布や電気カーペットの発火

本会では昭和 37 年から相談窓口を開設し 50 年の間に 14 万件の相談を受けています。昭和 31 年の相談で、電気毛布の発火が、障害のある青年が就寝中に発生しました、介護者が気づいたものの、30センチ四方のやけどが三ヶ所もありました。それ以外にも電気カーペットの発火でタタミをこがす相談がよせられています。当時大阪府消費者センターで、50 年代より 55 年までに 90 件、電気毛布だけの事故が発生しています。この型は、危害情報として、地方紙に点検修理や新製品の交換記事が出されていますが、被害は拡大しています。事故防止のための重要な情報であっても、「お詫び」や「謹告」では被害の拡大防止にはならないことがわかります。

“製品事故情報報告公表制度”“点検サポート制度”に加え、「社告」との違いがはっきりとわかる「リコール社告」の J I S 規格ができました。HP でも「社告、リコール」「最新事故情報」がリアルタイムで配信されています。「注意喚起リーフレット」も解りやすくまとめられています。商品回収や無償交換、代金の返還など、高齢者にもわかる表現で情報提供がおこなわれています。

### ○自立した消費者

「製品が熱い、でも動いているから」「10 年経っているが故障していない」「もったいない」「10 年経っているが、新品のままだから…」等々、高齢者にはこの傾向の方が多いと思われます。

保守点検サポート制度は、消費者の責任として、所有者連絡カードに記入、返送し、点検期間の通知がくると、チェックの点検をうけ、安全を確認することが求められています。

### ○国際的な規格の統一、標準化を。

製品の安全設計は勿論、輸入品の増加など、国際的な規格の標準化や情報の共有、交換など抜本的な取り組みが、今、山積みしています。一消費者が見えやすく、誰にでもわかりやすい情報が求められています。—

# NITE 安全の視点

# 事故動向等について

平成 22 年度、平成 23 年度

平成 24 年度上半期（平成 24 年4月1日～9月 30 日）

平成 22 年度及び平成 23 年度に受け付けた事故情報、調査を終了して結果を公表した事故情報をそれぞれ分析します。また、平成 24 年上半期（平成 24 年4月1日～9月 30 日）に受け付けた事故情報と、調査を終了して結果を公表した事故情報を参考情報とします（件数はすべて平成 24 年 11 月 30 日現在）。

## 事故情報収集結果とその動向

### 1. 製品区分別収集件数

年度別の収集件数及び「製品区分別収集件数」を表1に示します。平成 22 年の事故情報は 4,174 件、平成 23 年は 3,951 件でわずかですが減少しています。平成 24 年度上半期は

1,272 件で、平成 22 年度及び平成 23 年度と比較して3分の1以下です。しかし、「重大製品事故」の件数は、平成 22 年が 1,019 件、平成 23 年が 1,082 件であり、平成 24 年度上半期は 471 件で約半数であり、減少傾向ではないようです。「死亡」や「重傷」、「火災」などの「重大製品事故」が発生している状況から推測すると、「非重大製品事故」にあたる比較的被害が軽微な事故そのものも発生していると推測されます。被害が軽微な「製品破損」やヒヤリハット情報的な「被害なし」は事故情報として報告されなかったのかもしれませんが、なお、NITE では、被害が軽微な事故や、ヒヤリハット情報も重大な事故につながらないように未然防止等に役立てるため、広く収集しています。

「家庭用電気製品」の事故件数は平成 22 年度が 2,303 件、平成 23 年度が 2,347 件でともに半数以上を占めています。平成 24 年度上半期は 553 件で平成 22 年度及び平成 23 年度に比べて 1,500 件以上減少しています。この減少分だけ全体的な事故件数も減っているようです。安全装置を搭載した機器の普及などが事故防止、あるいは事故に至っても被害が軽微であるなどの効果をもたらしているのかもしれませんが。

安全装置等の普及により事故が減少したと推測されるものに「燃焼器具」による事故があります。「燃焼器具」の事故は平成 18 年度が約 1,100 件、平成 19 年度で約 1,400 件など多くの報告がありましたが、平成 22 年度が 686 件、平成 23 年度 712 件、平成 24 年度は上半期だけですが、238 件と減少傾向がみられます。

表 1 製品区分別収集件数

製品区分	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	件数及び割合		件数及び割合		件数及び割合	
家庭用電気製品	2,303 (479)	55.2%	2,347 (537)	59.4%	553 (272)	43.5%
台所・食卓用品	79 (8)	1.9%	78 (9)	2.0%	122 (7)	9.6%
燃焼器具	686 (320)	16.4%	712 (327)	18.0%	238 (94)	18.7%
家具・住宅用品	399 (90)	9.5%	305 (76)	7.7%	144 (31)	11.3%
乗物・乗物用品	241 (69)	5.8%	168 (63)	4.2%	52 (32)	4.1%
身のまわり品	198 (30)	4.7%	199 (38)	5.0%	83 (22)	6.5%
保健衛生用品	59 (4)	1.4%	20 (10)	0.5%	18 (6)	1.4%
レジャー用品	90 (14)	2.2%	74 (18)	1.9%	44 (2)	3.5%
乳幼児用品	90 (5)	2.2%	22 (2)	0.6%	8 (2)	0.6%
繊維製品	29 (0)	0.7%	26 (2)	0.7%	10 (3)	0.8%
合計	4,174 (1,019)	100.0%	3,951 (1,082)	100.0%	1,272 (471)	100.0%

( ) 内は重大製品事故、内数  
24 年度は上半期

天ぷら油火災が例年多く報告されるガスこんろは、全口バーナーの「調理油過熱防止装置」と「立ち消え安全装置」の装着及びPSマークの表示が義務づけられるようになりました。こうした製品が年々市場に出回るようになり、平成18年度は385件、平成19年度は428件だった「ガスこんろ」の事故件数が、平成22年度は135件、23年度が110件、24年度上半期が47件となっており、電磁調理器（IHこんろ）の普及もありますが、事故が減少している状況がうかがえます。なお、品目全体でみると、「燃焼器具」の割合が年々増加しているのは、「家庭用電気製品」の事故が減少して全体的に事故件数が減っていることによるものです。

「事故情報収集件数が多かった10品目」を表2に示しますが、同一事業者の同一製品が多くあります。平成22年で最も多い「パソコン周辺機器」では、「LAN接続型ハードディスク」と「プリンター」、「電気温風機」は「蓄熱式」を多く含みます。「自転車」は、同一製品ではなく、電動アシスト自転車や折り畳み式なども含んでいます。

平成23年の「直流電源装置・ACアダプター」では、「コードレス電話子機用」、「パソコン周

表2 事故情報収集件数が多かった10品目

平成22年		平成23年		平成24年(上半期)	
品目	件数	品目	件数	品目	件数
パソコン周辺機器	484 (0)	直流電源装置・ACアダプター	522 (4)	食器	79 (0)
電気温風機	203 (5)	パソコン周辺機器	470 (0)	ガスふろがま	74 (9)
自転車	139 (39)	ガスふろがま	179 (21)	ガスこんろ	47 (28)
ガスふろがま	138 (21)	ガスこんろ	110 (66)	自転車(アシスト含む)	38 (23)
ガスこんろ	135 (89)	自転車	104 (39)	食器棚	38 (0)
パソコン(本体)	130 (0)	電気ストーブ	96 (42)	エアコン	33 (25)
携帯発電機	105 (0)	ガス給湯器	90 (24)	玩具	33 (0)
電話交換機	104 (1)	電気オーブントースター	87 (0)	直流電源装置・ACアダプター	30 (2)
エアコン	90 (58)	石油ストーブ	80 (69)	靴	30 (11)
電気ストーブ	88 (35)	電気フライヤー	78 (0)	配線器具	30 (1)

( ) 内は重大製品事故 ※ ブラウン管型、液晶含む

辺機器」は「プリンター及びプリンター複合機」が同一事業者の製品によるものでした。

例年、多くの事故が報告される「ガスふろがま」、「ガスこんろ」は「設計、製造又は表示等に問題があったもの」など「製品に起因する事故」は少なく、「製品に起因しない事故」が多くなっています。

平成24年度上半期の「食器」は79件中、78件が同一事業者による「コップ」でした。

表3 製品区分別被害状況(平成22年度～平成24年度上半期)

製品区分	人的被害の発生した事故			人的被害の発生しなかった事故			総計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損	被害なし	
家庭用電気製品	35	63	292	1,194	3,534	85	5,203
台所・食卓用品	0	22	160	13	76	8	279
燃焼器具	40	41	209	586	716	44	1,636
家具・住宅用品	35	163	249	99	295	7	848
乗物・乗物用品	15	139	188	7	102	10	461
身のまわり品	1	67	191	65	141	15	480
保健衛生用品	3	14	65	7	8	0	97
レジャー用品	0	32	88	3	80	5	208
乳幼児用品	0	6	67	23	24	0	120
繊維製品	0	5	33	2	6	19	65
合計	129	552	1,542	1,999	4,982	193	9,397

(注) 1. 重傷とは、全治1か月以上のけがをいう  
2. 拡大被害は、製品以外に他の物的被害に及んだものをいう  
3. 数値は各年度毎に収集した事故情報の調査結果に基づき、製品区分別の被害状況を集計したものである

## 2. 製品区分別被害状況

平成22年度から平成24年度の上半期までの「製品区分別被害状況」及び「年度別製品区分別被害状況」を表3、表4にそれぞれ示します。

「死亡」が最も多いのが『燃焼器具』の40件で、「石油ストーブ」が15件、「ガスこんろ」10件、「石油温風暖房機」10件などです。次いで多いのは『家庭用電気製品』と『家具・住宅用品』の35件です。『家庭用電気製品』では「電気ストーブ」8件などがありますが、「配線器具」など多くの品目から事故が発生しています。『家具・住宅用品』35件では、「介護ベッド」と「介護ベッド用手すり」をあわせて21件、「手すり（床置き式）」も5件ありました。『乗物・乗物用品』15件では、「電動車いす（ハンドル式）」が13件を占めています。

「重傷」が最も多いのは『家具・住宅用品』の163件で、「いす（折り畳み式等各種）」35件、「はしご・脚立」31件、「介護ベッド」と「介護ベッド用手すり」を合わせて13件、「踏み台」11件などでした。次いで多いのは『乗物・乗物用品』139件で、「自転車（電動アシスト式含

む）」が94件、「自転車用幼児座席」21件などです。『身のまわり品』67件では、「靴」28件、「ゆたんぼ」16件などです。『家庭用電気製品』63件では「死亡」事故同様、多くの品目から事故が発生しています。『燃焼器具』41件では「ガスこんろ」が13件、「石油ストーブ」8件などです。

「軽傷」が最も多いのは、『家庭用電気製品』292件ですが、「携帯型音楽プレーヤー」30件、「電気ストーブ」21件、「ヘアドライヤー」16件など多くの品目から事故が発生しています。その他の製品区分でも多くの品目から事故が起こっています。

「拡大被害」で最も多い『家庭用電気製品』1,194件では、「エアコン」105件、「電気ストーブ」90件、「電気こんろ」54件、「配線器具」52件など多くの品目から事故が発生しています。次いで多い『燃焼器具』586件では、「ガスこんろ」148件、「石油ストーブ」62件などです。『家具・住宅用品』99件中では、「テーブル（強化ガラス製）」が57件で半数以上を占めています。

「製品破損」では、『家庭用電気製品』が

表4 年度別製品区分別被害状況

製品区分	被害状況			人的被害の発生した事故									人的被害の発生しなかった事故								
	合計	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損	被害なし														
家庭用電気製品	2,303	2,347	553	10	18	7	24	26	13	142	99	51	507	469	218	1,603	1,674	257	17	61	7
台所・食卓用品	79	78	122	0	0	0	8	8	6	39	26	95	5	4	4	26	38	12	1	2	5
燃焼器具	686	712	238	15	21	4	17	14	10	89	97	23	268	242	76	280	317	119	17	21	6
家具・住宅用品	399	305	144	13	19	3	79	57	27	109	89	51	34	52	13	162	83	50	2	5	0
乗物・乗物用品	241	168	52	8	5	2	57	58	24	114	61	13	2	0	5	57	38	7	3	6	1
身のまわり品	198	199	83	0	1	0	26	23	18	81	77	33	19	38	8	65	53	23	7	7	1
保健衛生用品	59	20	18	0	2	1	1	8	5	52	8	5	5	2	0	1	0	7	0	0	0
レジャー用品	90	74	44	0	0	0	14	17	1	51	22	15	3	0	0	20	34	26	2	1	2
乳幼児用品	90	22	8	0	0	0	4	1	1	45	16	6	22	0	1	19	5	0	0	0	0
繊維製品	29	26	10	0	0	0	0	2	3	15	13	5	1	1	0	4	1	1	9	9	1
総計	4,174	3,951	1,272	46	66	17	230	214	108	737	508	297	866	808	325	2,237	2,243	502	58	112	23

(注) 1. 重傷とは、全治1か月以上のけがをいう  
 2. 拡大被害は、製品以外に他の物的被害に及んだものをいう  
 3. 数値は各年度毎に収集した事故情報の調査結果に基づき、製品区分別の被害状況を集計したものである  
 各欄の数値は、平成22年度、平成23年度、平成24年度上半期の順に表記（件）

表5 年度別事故原因別被害状況 (上行のA~Hは表下の 表の見方参照)

事故原因	被害状況			人的被害の発生した事故									人的被害の発生しなかった事故								
	合計			死亡			重傷			軽傷			拡大被害			製品破損			被害なし		
A	1,560	1,363	39	0	1	0	0	1	0	193	110	7	116	58	4	1,238	1,129	28	13	64	0
B	86	57	1	0	0	0	1	0	0	65	32	1	4	7	0	15	17	0	1	1	0
C	90	42	3	0	0	0	0	1	0	2	4	0	10	4	0	76	31	3	2	2	0
G 3	410	485	8	0	0	0	0	0	0	30	5	1	55	58	1	324	420	6	1	2	0
D	76	32	1	1	0	0	4	0	0	21	11	0	25	9	0	25	12	1	0	0	0
E	605	257	24	16	4	0	57	8	0	160	84	7	207	60	5	146	92	10	19	9	2
F	268	104	7	13	6	0	59	15	0	63	30	3	91	23	4	37	24	0	5	6	0
G	475	489	30	3	2	0	6	2	0	161	109	2	81	75	7	208	278	20	16	23	1
重大製品事故	497	272	-	11	8	-	81	37	-	29	16	-	223	115	-	153	96	-	0	0	-
合計	4,067	3,101	113	44	21	0	208	64	0	724	401	21	812	409	21	2,222	2,099	68	57	107	3

各欄の内の数値は、平成22年度、平成23年度、平成24年度上半期の順に表記 (件)

表の見方 A：設計、製造又は表示等に問題があったもの B：製品及び使い方に問題があったもの C：経年劣化によるもの G 3：製品起因であるが、その原因が不明なもの  
D：施工、修理または輸送等に問題があったもの E：誤使用や不注意によるもの F：その他製品に起因しないもの G：原因不明のもの  
重大製品事故：重大製品事故のうち、経済産業省が製品に起因する事故及び原因不明と判断したもの

3,534件と多いですが「パソコン周辺機器（プリンター及びプリンター複合機）」622件、「直流電源装置」の中の「ACアダプター（コードレス電話子機用）」485件、「パソコン周辺機器（LAN接続型ハードディスク）」など同一事業者によるものが多く含まれています。『燃焼器具』716件では、「ガスふろがま」316件、「ガス給湯機」118件、「ガスこんろ」61件、「石油給湯機」57件などがありました。『家具・住宅用品』295件では「テレビ台（強化ガラス製）」70件、「テーブル（強化ガラス製）」56件などがありました。

## 事故情報調査結果の分析とその動向

### 1. 事故原因別収集件数

「年度別事故原因別被害状況」を表5に示します。ここからは、「調査中」を除いた事故原因が判明し、結果を公表している平成22年度の4,067件、平成23年度3,101件の計7,168件について分析します。平成24年度上半期公表分の113件は、「調査中」が多いために参考情報とします。なお、平成24年度上半期は「重大製品事故」を含んでいません。

「重大製品事故」を除く「製品に起因する事故（A、B、C、G 3）」4,093件のうち事故原因で最も多いのは、『A：設計、製造又は表示等に問題があったもの』2,923件で、「製品に起因する事故」の71%を占めます。一方、「製品に起因しない事故（D、E、F）」1,342件中では、『E：誤使用や不注意によるもの』862件が64%と最も多くなります。『G：原因不明』964件には、焼損が激しくて原因が特定できないものなどのほか、定期点検時に事故状況が判明したために事故発生時の使用状況が不明である等の「ガスふろがま」119件、同一事業者の「パソコン周辺機器（プリンター及びプリンター複合機）」115件などが含まれています。

事故原因で最も多い『A：設計、製造又は表示等に問題があったもの』2,923件の中で、「死亡」は1件でした。これは「ハロゲンヒーター」による火災で、住宅が全焼し、1人が死亡、2人が軽傷を負ったというものであり、事業者はすでに倒産していました。「重傷」1件は「取り付け金具（はしご用）」によるもので、ロフトから降りるためにはしごを使用中、はしご取り付け金具の根元が折れたために転落し、骨折などの重傷を負ったという事故でした。「製品に起因する事故」全体での「死亡」は1件、「重傷」

は3件でした。

「製品に起因しない事故」では、『E：誤使用や不注意によるもの』と『F：その他製品に起因しないもの』で「死亡」事故が多く発生しています。『E：誤使用や不注意によるもの』では20件発生していますが、「石油ストーブ」7件、「介護ベッド」と「介護ベッド用手すり」を合わせて5件のほか、「発電機」や「電動車いす」などで事故が発生しています。「重傷」65件では、使用方法を誤った「脚立（はしご兼用）」、「自転車」、「電動車いす」など多くの品目から発生しています。『F：その他製品に起因しないもの』372件の「死亡」19件では、製品に起因しないと推測されますが、事故の発生状況が不明なために原因が特定できない「電動車いす」、「介護ベッド」及び「介護ベッド用手すり」などがあります。「重傷」74件には、前輪が急にロックしたために転倒し、異物を巻き込んだ痕跡はあるものの、挟み込んだ異物を特定できなかったため原因が特定できないという「自転車」、無理な使用方法でねじが摩耗したのが事故原因と推測されますが、その使用状況が不明なために原因が特定できなかった「いす」などがありました。

『G：原因不明』964件中では、「死亡」5件については焼損が激しくて原因が特定できない「配線器具」や「電気ストーブ」などがありました。「重傷」8件は、詳細な使用状況が不明なために原因が特定できなかった「テーブル（折り畳み式及び会議用）」や「電子レンジ」などです。

全焼などの火災も含む「拡大被害」1,221件では、『E：誤使用や不注意によるもの』が原因の事故が267件と多く発生しています。「燃焼器具」173件と「家庭用電気製品」86件が

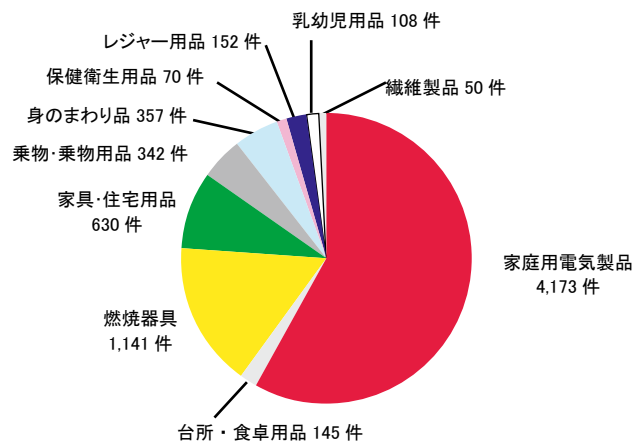


図1 製品区分別収集件数（7,168件）  
平成22年度、平成23年度

多くを占めますが、この259件中、120件が「重大製品事故」として届けられたものであることから、これらは人的被害に至らなかったものの火災が発生したと推測されます。『A：設計、製造又は表示等に問題があったもの』174件の中で、「重大製品事故」として届けられたものはありませんでした。これらのことから『E：誤使用や不注意によるもの』の事故は、被害が重篤であることが分かります。

『E：誤使用や不注意によるもの』の事故が平成22年度605件、平成23年度257件と減少傾向にあります。ただ、『E：誤使用や不注意によるもの』の事故は調査が進むにつれ増加する傾向があります。『E：誤使用や不注意によるもの』の事故の減少は、安全機能の普及などが大きな要因の一つと思われます。またNITEが消費者の誤使用や不注意を防ぐためのプレス報道やリーフレットを配布しているように、消費生活センターや消防機関などがNITEホームページに掲載している動画などを消費者啓発の場を使用して頂く機会も増えており、製品安全が社会的な関心事として取り上げられるようになった背景もあるといえそうです。



表6 年度別製品区分別事故原因 (上行のA～Hは表下の 表の見方参照)

事故原因 製品区分	A			B			C			G 3			D			E			F			G			重大製品事故			合計		
	1,223	1,026	27	15	14	0	65	20	1	226	425	7	22	15	0	158	49	6	70	33	4	158	195	10	294	165	-	2,231	1,942	55
家庭用電気製品	24	27	0	5	15	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	15	5	1	3	0	0	25	17	2	4	2	-	77	68	4
台所・食卓用品	25	26	1	3	0	0	21	20	0	10	9	0	25	11	1	285	139	14	99	33	1	89	159	17	122	65	-	679	462	34
燃焼器具	72	90	3	6	4	0	1	0	0	136	36	1	10	2	0	75	45	1	24	12	0	35	37	1	33	12	-	392	238	6
家具・住宅用品	35	40	0	21	11	1	0	0	0	7	2	0	19	4	0	20	6	0	32	8	0	69	29	0	26	13	-	229	113	1
乗物・乗物用品	87	100	7	3	2	0	1	0	0	8	11	0	0	0	0	17	5	1	21	6	0	51	33	0	5	7	-	193	164	8
身のまわり品	6	2	0	14	0	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	1	1	0	7	4	0	8	2	0	2	2	-	59	11	0
保健衛生用品	16	32	0	14	2	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	20	6	0	4	3	1	24	11	0	10	6	-	90	62	2
レジャー用品	63	7	0	5	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	14	1	1	1	1	0	3	2	0	1	0	-	88	20	1
乳幼児用品	9	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	4	1	13	4	0	0	0	-	29	21	2
繊維製品	1,560	1,363	39	86	57	1	90	42	3	410	485	8	76	32	1	605	257	24	268	104	7	475	489	30	497	272	-	4,067	3,101	113
合計																														

各欄の内の数値は、平成22年度、平成23年度、平成24年度上半期 の順に表記 (件)

表の見方 A: 設計、製造又は表示等に問題があったもの B: 製品及び使い方に問題があったもの C: 経年劣化によるもの G 3: 製品起因であるが、その原因が不明なもの

D: 施工、修理または輸送等に問題があったもの E: 誤使用や不注意によるもの F: その他製品に起因しないもの G: 原因不明のもの

重大製品事故: 重大製品事故のうち、経済産業省が製品に起因する事故及び原因不明と判断したもの

## 2. 製品区分別事故原因

平成22年度から平成23年度の2年間で調査が終了し結果を公表している「製品区分別収集件数」を図1、平成24年度上半期分を加えた「年度別製品区分別収集件数」を表6に示します。平成22年度と平成23年度を合わせた中、最も事故が多かったのは、『家庭用電気製品』の4,173件で、7,168件中58%にあたります。

『家庭用電気製品』4,173件中、「製品に起因する事故 (A、B、C、G 3)」は3,014件で72%、最も多い事故原因の「A: 設計、製造又は表示等に問題があったもの」2,249件だけで、54%を占めます。また、事故が多かった製品は、「直流電源装置」の中の「ACアダプター (コードレス電話子機用)」485件、「パソコン周辺機器 (LAN接続型ハードディスク)」322件がありましたが、「携帯発電機」や「電気オーブントースター」など多くの品目から事故が発生しています。

『燃焼器具』は、1,141件で全体の16%ですが、「製品に起因する事故 (A、B、C、G 3)」は114件であり、10%となります。一方、「製品に起因しない事故 (D、E、F)」592件と「G: 原因不明」248件を合わせると840件であり、74%に達しています。事故原因が「E: 誤使

用や不注意によるもの」424件中、「ガスこんろ」125件、「ガスふろがま」106件のほか、「石油ストーブ」や「石油ファンヒーター」などからも事故が発生しています。「G: 原因不明」248件では、焼損が激しくて原因が特定できないなどの理由のほか、「ガスふろがま」118件では、保安点検時に確認されたため、事故発生時期および使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかったというものなどがありました。「F: その他製品に起因しないもの」132件では、塗装工事のための養生シートが原因で異常着火した「ガス給湯機」、ネズミがガスホースをかじったためにガスが漏洩して引火したという「ガスホース (ガスこんろ)」の事故などがありました。

『家具・住宅用品』630件は、「テレビ台 (強化ガラス製)」118件を含んでいます。これについては、事故品が入手できなかったため確認ができなかったもの等以外の事故は2事業者によるもので、それぞれ対策がとられています。このほか、「テーブル (強化ガラス製)」、「はしご・脚立」、「いす」、「踏み台」など多くの品目から事故が発生しています。

『重大製品事故』については、経済産業省及び消費者庁で審議を受けるため、非重大製品事故と確定時期が異なり、今後件数が変わってきます。

「年度別『製品に起因する事故及び重大製品事故』の多い5品目」を表7に示します。平成24年度上半期については、「調査中」が多いことから省きます。平成22年度で最も多い「パソコン周辺機器」は、「LAN接続型ハードディスク」と「プリンター」が多くありました。次いで多い「電気温風機」では「蓄熱式」、「パソコン」は「ビデオカード」など同一事業者の同一製品がほとんどを占めています。

平成23年度中の「ACアダプター」では、「コードレス電話子機用」、「パソコン周辺機器」では「プリンター及びプリンター複合機」、「電気オーブントースター」87件はすべて同一事業者の製品によるものでした。

「年度別『誤使用や不注意によるもの』の事故が多い5品目」を表8に示します。平成24年度上半期については、「調査中」が多いことから省きます。平成22年度で最も多い「ガスこんろ」は、例年事故が多い製品ですが、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の規制対象

品目として指定され、平成20年10月1日以降に製造・輸入された製品は、バーナー全口に「調理油過熱防止装置」と「立ち消え安全装置」の装着及びPSマークの表示が義務づけられました。そうした安全性を確保した製品の普及の効果により、事故件数そのものは減少傾向にあるようです。

平成23年度で最も多い「ガスふろがま」は「冠水による点火不良での異常着火」などの事故原因がみられます。工業会等は、ガス機器メーカーが生産する全てのバランス型ふろがまについて、「誤操作等による異常着火防止」など4つの安全機能を標準搭載するものに切り替えており、事故の対策の効果が今後は見込めそうです。平成22年度、平成23年度ともに多い「はしご・脚立」は「バランスを崩して転倒」、「使用方法の誤り」などが事故の原因として多くありました。

平成22年度で事故が多くみられた「石油ストーブ」は、例年多発する傾向が強く、210件を超える年もありました。その後、平成21年4

表7 年度別「製品に起因する事故及び重大製品事故」の多い5品目

平成22年 (4,067件)				平成23年 (3,101件)			
非重大 (3,570件)		重大 (497件)		非重大 (2,829件)		重大 (272件)	
品目	件数	品目	件数	品目	件数	品目	件数
パソコン周辺機器	451	エアコン	41	ACアダプター	504	エアコン	18
電気温風機	197	石油給湯機	28	パソコン周辺機器	378	石油ふろがま	17
パソコン	125	電子レンジ	28	電気オーブントースター	87	石油給湯機	16
携帯発電機	105	電気ストーブ	22	電気フライヤー	78	扇風機	13
電話交換機	103	石油ふろがま	20	電話交換機	56	電気洗濯機	12

※①ブラウン管型、液晶含む

表8 年度別「誤使用や不注意によるもの」の事故が多い5品目

平成22年 (605件)		平成23年 (257件)	
品目	件数	品目	件数
ガスこんろ	92	ガスふろがま	51
ガスふろがま	57	ガスこんろ	33
はしご・脚立	25	はしご・脚立	18
石油ストーブ	20	ガス栓	13
ガス給湯器	18	踏み台	12
石油ふろがま	18		

表9 年度別製品区分別再発防止措置等の実施状況（製品に起因する事故）

製品区分	再発防止措置の実施状況		製品の交換、部品の交換、安全点検等を行ったもの		製品の製造、販売又は輸入を中止したもの		製品の改良、製造工程の改善、品質管理の強化等を行ったもの		表示の改善、取扱説明書の見直し等を行ったもの		政府、団体、事業者等の広報等により消費者に注意を喚起したもの		被害者への措置 損害賠償、製品交換等、個別的な措置		合計
	措置	実施件数													
家庭用電気製品	1,386	1,357	787	778	137	111	1,111	113	154	398	1,142	1,128	1,062	755	7,676
台所・食卓用品	26	41	1	17	3	23	21	29	9	16	3	9	18	14	163
燃焼器具	74	48	57	30	7	0	19	22	2	0	65	39	42	24	307
家具・住宅用品	227	130	179	124	292	150	87	67	32	10	184	102	190	71	1,488
乗物・乗物用品	65	63	60	43	15	14	38	36	7	10	43	30	52	26	374
身のまわり品	88	105	77	75	11	21	53	71	3	20	49	62	47	54	543
保健衛生用品	43	2	40	1	52	2	24	1	3	0	39	1	24	1	188
レジャー用品	30	41	9	39	2	1	15	16	18	1	22	38	22	28	211
乳幼児用品	70	16	16	5	3	6	79	10	4	5	53	7	31	13	232
繊維製品	9	13	6	7	5	2	15	14	1	2	5	8	6	7	78
総計	2,018	1,816	1,232	1,119	527	330	1,462	379	233	462	1,605	1,424	1,494	993	11,260

(注) 1. 各欄の内の数値は、平成22年度、平成23年度の順に表記 (件)

2. 再発防止措置の実施状況の件数は、複数の措置が取られたものは、措置ごとに集計

月1日施行の改正消費生活用製品安全法施行令により、不完全燃焼防止装置や給油時自動消火装置（カートリッジ給油式の場合）等の措置が義務付けられ、平成23年4月1日からは給油時自動消火装置のないものや、給油時にふたが完全に締まったかどうかを目や耳で確認できる構造やデザインにしたものしか販売できなくなりました。こうした対策が進み、市場に普及するとともに事故が減少していったと推測されます。

### 3. 再発防止措置

平成22年度と平成23年度の「年度別製品区分別再発防止措置等の実施状況」を表9に

表10 年度別社告・リコール情報収集件数

年度	平成22年度		平成23年度	
	件数	割合	件数	割合
総件数	147件		125件	
製品区分	件数	割合	件数	割合
家庭用電気製品	52	35.4%	46	36.8%
台所・食卓用品	4	2.7%	5	4.0%
燃焼器具	6	4.1%	6	4.8%
家具・住宅用品	15	10.2%	15	12.0%
乗物・乗物用品	16	10.9%	11	8.8%
身のまわり品	28	19.0%	21	16.8%
保健衛生用品	1	0.7%	1	0.8%
レジャー用品	5	3.4%	6	4.8%
乳幼児用品	11	7.5%	3	2.4%
繊維製品	9	6.1%	11	8.8%
その他	0	0.0%	0	0.0%

示します。実施状況件数の11,260件中、「家庭用電気製品」が7,676件で68%になります。これは、「家庭用電気製品」の「製品に起因する事故」が多いことによるものです。「製品に起因する事故」については、火災等で製造事業者が特定できなかった、あるいは販売後長期間が経過して市場や家庭における残存数も少なく、かつ同種の事故情報がほかに収集されていないなどの事故以外、再発防止策が必要と考えられるすべての事故について措置がとられています。

「年度別社告・リコール情報収集件数」を表10に示します。「家庭用電気製品」の社告・リコール収集件数は減っており、全体的に減少傾向にあります。消安法が改正された平成19年度、平成20年度ではともに200件を超えていました。

社告・リコール件数の減少は、リスクを適正に見積もり、製品安全設計が浸透してきたことによるものと推測されます。

## 社告・リコール情報

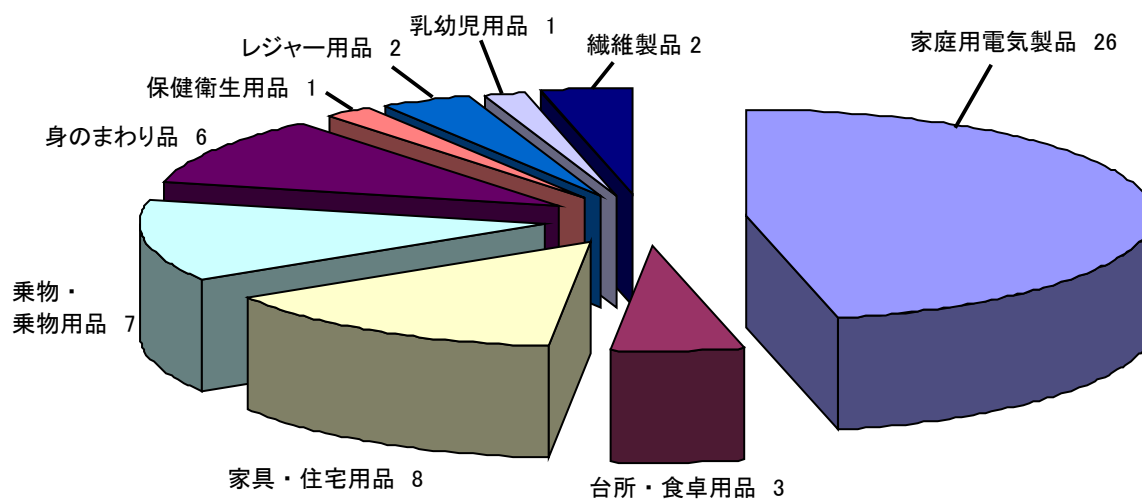
社告情報はリスクアセスメントの観点から、事故等が発生後、事業者が事故の被害の大きさと事故の発生確率が社会に許容されるかどうか、検討・判断し、最終的に社告に至ったとみることができるものであり、大変参考になる情報です。NITE が収集している社告情報を関係者が使いやすいように品目別に整理しました。

社告情報は NITE ホームページ (<http://www.jiko.nite.go.jp>) にも掲載しています。

### 平成 24 年 2 月～平成 24 年 9 月

平成 24 年 2 月～平成 24 年 9 月の 8 か月間に NITE で収集した社告情報は 56 件です。当社告情報は、平成 24 年 2 月～平成 24 年 9 月の間に新聞等に社告を掲載し、製品の回収・交換等を実施しているもの（再社告情報含む）の中から、事故情報収集制度における対象製品で、事故が発生したか事故の起こる可能性の高い製品の社告を収集したものです。

平成 24 年 2 月～平成 24 年 9 月の社告情報品目別内訳



平成 24 年 2 月～平成 24 年 9 月の社告回収一覧

#### 【家庭用電気製品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
空気浄化機	㈱オーム電機 0120-963-006 048-992-2735 09:00～17:30 (土曜日は5時まで。日曜・祝祭日を除く) <a href="http://www.ohm-electric.co.jp/showcase/AP-510/AP-510.html">http://www.ohm-electric.co.jp/showcase/AP-510/AP-510.html</a>	1) 型番/品番: AP-510H/00-6622 対象ロット記号番号: D71012/D71211/D80116/D80215/D80227/D80401/D80507 2) 型番/品番: AP-510A/00-6623 対象ロット記号番号: D71012	1) 2007年11月～ 2008年7月 2) 2007年11月～ 2009年7月	2012/02/01 (HP)	当製品において、回路の設計不良により、製品より発煙・発火するおそれのあることが判明。	無償修理

## 【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
DVDプレーヤー	㈱オーム電機 0120-963-006 048-992-2735 09:00～17:30（土曜日は5時まで。日曜・祝祭日を除く） <a href="http://www.ohm-electric.co.jp/showcase/DVD-198Z/DVD-198Z.html">http://www.ohm-electric.co.jp/showcase/DVD-198Z/DVD-198Z.html</a>	DVDプレーヤー：(DVD-198Z) 対象ロット番号：D20110500001～D20110515000 *上記対象ロット番号の内、対象外となるもの*本体裏面の製造番号ラベルの下側に○(白いらベル)が貼付されている製品は、電源コードに問題はありませぬ。(そのまま安全に使用できます。)	2010年5月～ 2011年12月	2012/02/01 (HP)	当製品において、電源コードの被覆材質不良により、電源コードの本体接続部及び差し込みプラグ接続部で被覆が破損し、ショートを生じるおそれのあることが判明。	無償修理 (電源コードの交換)
空気清浄機 (加湿、除湿機能付)	ダイキン工業㈱ 0120-330-696 平日、土・日・祝日とも に24時間受付可 <a href="http://www.daikin.co.jp/taisetsu/2012/120203/index.html?ID=ca?ID=daikintop">http://www.daikin.co.jp/taisetsu/2012/120203/index.html?ID=ca?ID=daikintop</a>	製品名：家庭用除加湿清浄機『クリアフォース』 対象となる機種：ACZ65J-W/ ACZ65K-W/ACZ65L-W/MCZ659-W/ MCZ65J-W/MCZ65JE5-W/ MCZ65JJ6-W/MCZ65JKS-W/ MCZ65K-W/MCZ65KE6-W/ MCZ65KKS-W/MCZ65L-W/ MCZ65LE7-W/MCZ65LKS-W/	2007年9月～ 2011年8月 (製造期間)	2012/02/03 (HP)	当製品において、除湿エレメントの発熱により発煙・発火に至る可能性があることが判明。	回収 (2011年11月から発売している新製品と無償交換)
電子レンジ (オープン機能付き)	ツインバード工業㈱ 0120-210-466 09:00～17:00（土曜日、日曜日、祝日を除く） <a href="http://www.twinbird.jp/docs/osirase/20120207/">http://www.twinbird.jp/docs/osirase/20120207/</a>	オープンレンジ DR-D917型	2011年10月～ 2012年1月	2012/02/07 (HP)	当製品において、プラスチック製の天板を持つ冷蔵庫の上に本製品を設置し、「グリル」モードで庫内カラ焼きをおこなった場合に、製品底面から出る温風により冷蔵庫の天板が変形する可能性があることが判明。当製品を所有されている方は、「グリル」モードでの調理は控えていただき、下記の問い合わせ先まで連絡してください。なお、「グリル」モード以外については問題ありません。	無償修理
観賞魚用サーモスタット付ヒーター	ジェックス㈱ 0120-746-004 10:00～16:00（祝日を除く月曜日～金曜日） 2010年12月25日～ 2011年1月31日の間は9:00～18:00まで（無休） <a href="http://www.gex-fp.co.jp/safety/00.html">http://www.gex-fp.co.jp/safety/00.html</a> ※インターネットでは、24時間交換受付	1) GEX コンパクトスリムオートヒーター (COMPACT SLIM AUTO HEATER) 2) GEX ICオートヒーター トラストイ (IC AUTO HEATER TRUSTY)	1)2004年9月～ 2007年10月 2)2007年8月～ 2010年3月	2012/02/14 (HP)	当製品において、温度コントロール部本体からの発煙・発火事故に至る可能性があることが判明。* (2010年7月12日、2010年12月24日にホームページ上で行った社告の再々社告) 当製品を所持している方は直ちに使用を中止して、下記の問合せ先に連絡してください。	無償交換 (安全装置付き製品)
介護用リフト	大邦機電㈱ 0475-32-4811 08:30～17:30（土・日・祝日を除く） <a href="http://www.taihokiden.co.jp/tiny/news.php?pid=oafy7oam">http://www.taihokiden.co.jp/tiny/news.php?pid=oafy7oam</a>	天井走行リフト「B・スケツト」 1) BSK-2 1991年3月～1995年3月 2) BSK-3 1995年1月～2011年12月	1)1991年3月～ 1995年3月 2)1995年1月～ 2011年12月	2012/02/14 (HP)	当製品において、充電プラグ部の配線の切断によるショートが原因で火災が発生。	無償点検 (修理)
加湿器（超音波式）	㈱KOM 0120-05-1783 092-523-1783 09:00～17:00（土・日・祝を除く）	超音波加湿器『PERFUME：HIR-01』	2011年10月～ 2012年1月	2012/02/20 (新聞)	当製品において、電源コードの付け根部分に亀裂が生じ、ショートするおそれのあることが判明。	無償修理
スチームクリーナー	アイリスオーヤマ㈱ 0120-211-299 09:00～17:00（平日・土日・祝日ともに） *但し、土・日・祝日の12:00～13:00は除く <a href="http://www.irisohyama.co.jp/importanttopics:/20120127.html">http://www.irisohyama.co.jp/importanttopics:/20120127.html</a>	・スチームクリーナーハンディタイプ STM-303 ・ハウスクリーナーSTM303C	2011年6月～ 2011年12月	2012/02/20 (HP)	当製品において、付属のフレキシブルノズルを取り付けてお使い頂いた際、上下左右に大きく動かしたり、ホースを強く引っ張る動作が続きますと、ホースがねじれ、本体からフレキシブルノズルがまれに外れるおそれのあることが判明。*フレキシブルノズルが外れた状態でレバーを握り続けると、高温の蒸気がノズル取り付け口から噴射され、やけどの原因となる可能性があります。	無償部品交換 (フレキシブルノズルと改善後本体側ノズル取り付け部品)

【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
電気ストーブ	燦坤（サンクン）日本電器(株) 0120-600-527 09:00～17:00（土・日祝日は除く） 但し2012年2月3月は土曜・日曜・祝日受付可 <a href="http://www.tsannkuen.jp/tkj/jsp/tkj_web/announce/Announce_5.pdf">http://www.tsannkuen.jp/tkj/jsp/tkj_web/announce/Announce_5.pdf</a>	・TSK-5303（Q、Y、L、）シリーズ（2003年製～2007年製） ・SHQ-8（2007年製） ・SHH-8（2007年製） ・SHU-8（2007年製） ・FS-800W（2005年製～2007年製）	2003年9月～ 2008年3月	2012/02/24 （新聞）	当製品において、部品の不具合により、発煙・発火に至る可能性があることが判明。	回収 （返金）
カーボンヒーター / ハロゲンヒーター	燦坤（サンクン）日本電器(株) 0120-600-527 09:00～17:00（土・日祝日は除く） 但し2012年2月3月は土曜・日曜・祝日受付可 <a href="http://www.tsannkuen.jp/tkj/jsp/tkj_web/announce/Announce_5.pdf">http://www.tsannkuen.jp/tkj/jsp/tkj_web/announce/Announce_5.pdf</a>	TSK-5328CT （2005年、2006年製） TSK-5328CRI （2005年、2006年製） UHC-9T（2007年製） UHC-3T（2008年、2009年製） ・ハロゲン・ヒーター FS-900T（2006年、2007年製）	2005年9月～ 2009年3月	2012/02/24 （新聞）	部品の不具合により、発煙・発火に至る可能性があることが判明。 * 2008年4月21日に新聞紙上で行った社告の再社告	回収 （交換）
ドラム式洗濯乾燥機	東芝ホームアプライアンス(株) 0120-1048-76 022-774-5402（携帯電話、PHSなど通話料：有料） 09:00～20:00（365日） <a href="http://www.toshiba.co.jp/tha/info/110302_1.htm">http://www.toshiba.co.jp/tha/info/110302_1.htm</a>	ドラム式洗濯乾燥機 TW-130VB、TW-150VC シリーズ	2005年2月～ 2006年12月	2012/03/01 （HP）	当製品において、使用時に次のような場合に糸くずやペットの毛などが乾燥用の温風風路に堆積して風路をふさぎ、温風吹き出し口部分の温度が高くなる場合があります。このような場合、製品は[EHS]や[EHT]のエラーを表示し運転を停止しますが、何度もエラー表示される状態で使い続けられると、焦げくさい臭いがしたり、場合によっては温風吹き出し口部分の樹脂が一部溶けることがあります。発火等に至るものではありません。 ・給水量が不足した場合 ・排水経路が詰まっている場合・ペットの毛が付着した洗濯物を洗濯乾燥させた場合など* [EHS]、[EHT]などが表示された場合は、電源プラグを抜き、購入したの販売店または「東芝生活家電ご相談センター」に連絡してください。	注意喚起
デスクトップパソコン	レノボ・ジャパン(株) 0120-277-874 09:00～18:00（土日・祝日・年末年始（12月30日～1月3日）を除く月曜日～金曜日まで） <a href="http://support.lenovo.com/ja_JP/detail.page?DocID=HT071924">http://support.lenovo.com/ja_JP/detail.page?DocID=HT071924</a>	機種：ThinkCentre M90z All-In-One デスクトップPC 0800/0852/0870/2471 / 2557/3091/3265/3429 / 3650/4285/5205/5248/ 機種：ThinkCentre M70z All-In-One デスクトップPC 7570/7577/7580/7583 / 7584/7589/7594/7595 / 7597/7598	2010年5月～ 2012年3月	2012/03/09 （HP）	当製品の一部において、電源装置に不具合があり、電源装置内の部品が過熱して発火する可能性があることが判明。	無償交換 （電源装置）
サーキュレーター	アイリスオーヤマ(株) 0120-211-299 09:00～17:00（平日・土日・祝日ともに）但し、土・日・祝日の午後0時～午後1時は除く <a href="http://www.irisohyama.co.jp/safetyinfo/attencirculator_120328.html">http://www.irisohyama.co.jp/safetyinfo/attencirculator_120328.html</a>	・サーキュレーター EAC-2（ブラック・ホワイト） ・サーキュレーター首振りEAC-2K（ブラック・ホワイト） *サーキュレーターENC-20、ENC-20K、ENC-20KR、ENC-20KTは対象外	2011年7月1日～ 2012年3月27日	2012/03/28 （HP）	当製品において、電源コードを過度に引っ張ったり、折り曲げた際にまれにコードの皮膜が剥がれ、中の電線が剥き出しになる可能性があることが判明。	無償点検 （部品交換）

## 【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
冷凍冷蔵庫	シャープ(株) 0120-404-511 09:00～18:00(月曜～土曜) 09:00～17:00(日曜/祝日) <a href="http://www.sharp.co.jp/support/announce/sj_info_120416.html">http://www.sharp.co.jp/support/announce/sj_info_120416.html</a>	・シャープ: 対象製造番号:対象製造番号のもののみ対象 SJ-E30B(-W) 10010001～10019910 SJ-E30B(-C) 20010001～20059210 SJ-E30B(-H) 30010001～30031480 対象製造番号:全数対象 SJ-23B(-H) SJ-EX447(-H) SJ-W359D(-C/-H) SJ-WE44A(-H/-G) SJ-23D(-C/-R) SJ-S407(-H) SJ-W35A(-H/-G) SJ-WH350(-C) SJ-350JB(-H) SJ-V35WB(-H) SJ-W35B(-H/-G) SJ-WH380(-C) SJ-E35KC(-H) SJ-V35WC(-H) SJ-WA35C(-C/-H) SJ-WJ440(-H) SJ-EX357(-H) SJ-W358D(-H/-G) SJ-WE38A(-H/-G) SJ-WS350(-H) ・無印良品 SJ-R35C	1996年12月～2001年3月	2012/04/16 (HP)	当製品において、始動リレー(起動用電気部品)の発熱故障によって、発煙・発火の恐れがあることが判明。	無料点検(部品交換)
バッテリーパック (ノートパソコン用)	(株)ソーテック(現オンキョーデジタルソリューションズ(株)) 0120-338055 09:30～18:00(土・日・祝日、会社指定休業日を除く) <a href="https://pc-service.jp.onkyo.com/wv/">https://pc-service.jp.onkyo.com/wv/</a> <a href="http://www.jp.onkyo.com/oshirase/120420.htm">http://www.jp.onkyo.com/oshirase/120420.htm</a>	型番: WV700, WV710, WV711, WV730, WV730B, WV731, WV731B, WV731-A1, WV731B-A1, WV731-T1, WV750, WV750B, WV760, WV760B, WV760B-A1, WV760B-A2, WV761, WV761B, WV830, WV830B ブランド名: AFINA 型番: WV760-A2	2005年3月～2007年4月	2012/04/20 (HP)	当製品において、金属部分のねじ穴周辺で、製造過程における作業ミスが原因の強度不足による欠けなどの破損が8件発生したため。	無償点検(交換対象:金属部分の不具合がある製品)
オイルヒーター	(株)コンポジット 0120-29-0770 09:30～17:30(土・日・祝日を除く) <a href="http://www.composite8.com/oilheater/recall/">http://www.composite8.com/oilheater/recall/</a>	HYT-029FT	2008年1月～2010年2月	2012/05/09 (HP)	当製品において、生産初期段階での作業不良品が混入し、長期間のご使用中にまれに発煙、発火に至る危険性があることが判明。	無償点検(修理)
除湿機	パナソニックエコシステムズ(株)(旧松下エコシステムズ(株)) 0120-228-285 07:00～23:00(平成24年6月23日まで毎日) 09:00～21:00(平成24年6月24日以降、日・祝日除く月～土曜日) <a href="http://panasonic.co.jp/es/peses/info/important/12052401.html">http://panasonic.co.jp/es/peses/info/important/12052401.html</a>	ハイブリッド方式除湿機 1) 型式: F-YHA100-G JANコード: T4984824662186 2) 型式: F-YHA100-S JANコード: T4984824670969 3) 型式: F-YHB100-G JANコード: T4984824703278 4) 型式: F-YHB100-S JANコード: T4984824713536	1),2) 2004年12月～2005年8月 3),4) 2006年2月～2007年1月	2012/05/24 (HP)	当製品の一部において、製品内部のヒーターコイルの一部がヒーターコイル保持部品から外れ、当該部品に近接する樹脂製除湿ローターカバーに接触して発煙・発火するおそれがあることが判明。	無償交換(代替製品)
電球形蛍光灯ランプ	東芝ライテック(株)(製造・販売) 日立アプライアンス(株)(販売) NECライティング(株)(販売) 三洋電機(株)(販売) 0120-510-456 09:00～20:00(2012年6月25日まで毎日) 09:00～18:00(2012年6月26日以降毎日) <a href="http://www.tlt.co.jp/tlt/information/seihin/notice/safety/20120614_neoball/20120614_neoball.htm">http://www.tlt.co.jp/tlt/information/seihin/notice/safety/20120614_neoball/20120614_neoball.htm</a> (改訂:2012年07月23日)	ブランド: TOSHIBA ネオボールZ 形名: EFG25EL/20-ZJ EFG25EN/20-ZJ EFG25ED/20-ZJ ブランド: HITACHI ナイスボールV 形名: EFG25EL/20B EFG25EN/20B EFG25ED/20B ブランド: MITSUBISHI/OSRAM スパイラルピカ 形名: EFG25EL/20・SP EFG25EN/20・SP EFG25ED/20・SP ブランド: NEC HGボール 形名: EFG25EL/20 EFG25EN/20 EFG25ED/20 ブランド: SANYO フレッシュボールS 形名: EFG25EL/20-HX EFG25ED/20-HX	2005年5月～2012年4月			
小型空気圧縮機	旧:トキコ(株)(製造) 現:日立産機システム(販売) 0120-700-433 09:00～17:00(土・日・祝日は除く) <a href="http://www.hitachi-ies.co.jp/topics/2012/0629.htm">http://www.hitachi-ies.co.jp/topics/2012/0629.htm</a>	小型空気圧縮機:軽搬型ペビコン(型式PA1800V)	1999年3月～2001年3月	2012/06/29 (新聞)	当製品において、制御ユニット内の部品の不具合により、稀に溶損もしくは発火に至る可能性があるため。	無料点検(部品交換)

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
電球形蛍光 ランプ	東芝ライテック(株) (製造・販売)、日立アプライアンス(株) (販売)、三菱電機オスラム(株) (販売)、NECライティング(株) (販売)、三洋電機(株) (販売) 0120-510-456 09:00 ~ 20:00 (2012年7月30日まで毎日) 09:00 ~ 18:00 (2012年7月31日以降毎日)	ブランド: TOSHIBA ネオボールZ EFG25EL/20-ZJ EFG25EN/20-ZJ EFG25ED/20-ZJ ブランド: HITACHI ナイスボールV EFG25EL/20B EFG25EN/20B EFG25ED/20B ブランド: MITSUBISHI/OSRAM スパイラルピカ EFG25EL/20・SP EFG25EN/20・SP EFG25ED/20・SP ブランド: NEC HGボール EFG25EL/20 EFG25EN/20 EFG25ED/20 ブランド: SANYO フレッシュボールS EFG25EL/20-HX EFG25ED/20-HX	2005年5月~ 2012年4月	2012/07/23 (HP)	当製品において、ガラスカバーと本体の接着強度が一部弱いものがあり、ランプ寿命時に極めて稀に内圧が高まるとガラスカバーが破損・落下及びガラス片が飛散する可能性のあることが判明。 (2012年6月14日ホームページ上で、無料交換のお知らせとお願いを実施)	無料交換 (代替品)
電動サンダ	リョービ(株) (製造) リョービ販売(株) (販売) 0120-959-655 09:00 ~ 17:45 (8月4日までは日曜を除く毎日、8月5日以降は土曜・日曜・国民の祝日を除く毎日、ただし、2012年8月11日から19日までは夏期休暇) <a href="http://www.ryobi-group.co.jp/projects/powertools/topics/kokuchi_120700.html">http://www.ryobi-group.co.jp/projects/powertools/topics/kokuchi_120700.html</a>	1) MS-350 ダークグリーン 製造番号: 001001~202309 2) S-350C ピンク 製造番号: 001001~012900 3) S-801 ダークブルー 製造番号: 003806~015730 4) S-801S ダークブルー 製造番号: 002318~007828 5) S-801S グリーン 製造番号: 001001~011665 6) S-801M グリーン 製造番号: 001001~016548	1)1999年~ 2007年 2)1999年 3)1998年~ 2001年 4)1998年~ 2001年 5)2003年~ 2010年 6)2002年~ 2010年	2012/07/25 (HP)	当製品の一部において、バランスウェイトが使用中に破損し、サンダの外部に飛散してけがをさせるおそれがあることが判明。	回収 (無償交換)
電気食器洗い乾燥機	リンナイ(株) 0120-202-388 0120-024-046 9月2日(日)まで9:00~19:00(土日、祝日を含む)9月3日(月)以降9:00~17:00(土日、祝日を除く) <a href="http://www.rinnai.co.jp/safety/safety/2012/0824/">http://www.rinnai.co.jp/safety/safety/2012/0824/</a>	Rinnai (リンナイ) RKW-V45A, V45A-SV, V45A-GY,PRKW-V45A, V45A-SV,RKW-458C,458C-SV, 458C-G,458C(A),458C(A)-SV,402A, 402A-SV,TKW-402A,402A-SV,RKW-C401C,C401C-SV,C401CSA, C401CSA-SV Clean▲up (クリナップ) CWPR-45B,45BS Takara standard (タカラスタンダード) TKW-V45A,V45A-SV * 製造番号の詳細な確認方法は下記のURLに掲載されています。	2004年12月~ 2007年10月(製造)	2012/08/24 (HP)	当製品の一部機種について、製品内部の水漏れが電装基板や内部配線にかかり、ごく稀に電装基板またはコネクター部でトラッキング現象が生じて臭いや煙が発生することがあり、場合によっては製品の焼損に至る可能性があることが判明。	無償点検・ 修理
USBアダプター	(株)バッファロー 0120-959-863 9:30 ~ 19:00 (GW・夏期休暇・年末年始を除く) <a href="http://buffalo.jp/support_s/20120828.html">http://buffalo.jp/support_s/20120828.html</a>	製品名: Bluetooth3.0+EDR対応 USBアダプター (class2) 型番: BSHSBD04BK シリアル番号: A20321/A20424/A20522/A20515/A20525/A20601/A20703/	2012年4月15日~	2012/08/28 (HP)	当製品において、まれに内部部品の故障により、Bluetoothアダプターが発熱し、ケースの変形が生じる可能性があることが判明。	無償交換
テーブルタップ	大和電器(株) (製造) 朝日電器(株) (販売) 0120-150-026 9:00 ~ 17:30 (平成24年9月30日迄) 平成24年10月1日以降は、下記お問い合わせ窓口へご連絡ください。 東京 042-473-0159 大阪 072-871-1166 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:30 (土・日・祝、年末年始等は除く) <a href="http://www.yamatodenki.com/order/inform-1/">http://www.yamatodenki.com/order/inform-1/</a>	商品名: スイッチ付タップ 3個口 WLS-N31EB(W)/N32EB(W)/N33EB(W)/N35EB(W)/N31EBD(W)/N33EBD(W)/N35EBD(W) QC01 ~ 31,QD01 ~ 30,QE01 ~ 31,QF01 ~ 30,QG01 ~ 15 商品名: スイッチ付タップ 4個口 WLS-N41EB(W)/N42EB(W)/N43EB(W)/N42EBD(W) QC01 ~ 31,QD01 ~ 30,QE01 ~ 31,QF01 ~ 30,QG01 ~ 15 商品名: スイッチ付タップ 6個口 WLS-N61EB(W)/N62EB(W)/N63EB(W) QC01 ~ 31,QD01 ~ 30,QE01 ~ 31,QF01 ~ 30,QG01 ~ 15 商品名: プレミアムタップ 5個口 WBS-N3B(RD)/N3B(BL) N3B/N3B(DG)/N3B(SL) N3B/N3B(CG) QC01 ~ 31,QD01 ~ 30,QE01 ~ 31,QF01 ~ 30, QG01 ~ 15 商品名: 耐雷サージタップ 5個口 WLS-5015B(W) QC01 ~ 31,QD01 ~ 30,QE01 ~ 31,QF01 ~ 30,QG01 ~ 15	2012年3月1日~ 2012年7月15日	2012/9/13	当製品において、スイッチツマミが極めて稀ではありますが脱落する可能性のあることが判明。	無償交換 (対象ロットで不具合が見られた場合)



品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
全自動洗濯機	ハイアールジャパンセールス(株) 三洋ハイアール(株) (2007年3月解散) 0120-865-123 09:00 ~ 17:30 (土、日、祝日を除く) <a href="http://www.haier.com/jp/support/haier_washing_machine/index.shtml">http://www.haier.com/jp/support/haier_washing_machine/index.shtml</a>	・ブランド名 Haier (ハイアール) 1)2.0 kg JW-Z20A:A/ ブルー ,Y/ イエロー ,C/ ベージュ 2)2.0 kg BW-Z 20A:-/- BW-Z 20B :A/ ブルー 3)2.3 kg JW-Z 23A:W/ ホワイト ,A/ ブルー ,P/ ピンク 4)4.5 kg JW-Z 45A:W/ ホワイト 5)5.0 kg JW-Z 50A:W/ ホワイト JW-Z50B:W/ ホワイト JW-Z50C:W/ ホワイト JW-Z50D:W/ ホワイト 6)3.3 kg JW-K33A:W/ ホワイト E100001 ~ 102484/F10000 ~ 103036,G100001 ~ 100552 7)5.0 kg JW-K50B:W/ ホワイト E100001E ~ 100800E/F100001 ~ 109280F 8)5.0 kg JW-K50C:W/ ホワイト E100001E ~ 101440E/F100001 ~ 115840F 9)2.3 kg HSW-23M1:W/ ホワイト 10)2.3 kg HSW-233M:D/ オレンジ HSW-233:/ グリーン 11)5.0 kg HSW-50S1:W/ ホワイト ,Y/ イエロー ,L/ ブルー 12)5.0 kg HSW-50S2:W/ ホワイト 13)5.0 kg HSW-50S3:W/ ホワイト J 14)5.0 kg HSW-50S5:W/ ホワイト 2200001 ~ 2213800	1)2002年4月 ~ 2005年10月 ,2)2002年4月 ~ 2003年3月 ,3)2002年10月 ~ 2005年10月 ,4)2003年1月 ~ 2004年7月 ,5)2003年11月 ~ 2005年11月 ,6)2005年3月 ~ 2008年8月 7)2005年3月 ~ 2008年8月 8)2005年11月 ~ 2007年3月 9)2003年1月 ~ 2003年3月 月 ,10)2003年1月 ~ 2004年5月 ,11)2002年5月 ~ 2003年8月 ,12)2003年5月 ~ 2005年12)2004年10月 2006年5月 ,14)2006年5月 ~ 2007年2月	2012/09/21 (HP)	当製品において、運転用コンデンサーが絶縁劣化を起し、発煙する事故が発生。	無償点検・部品の無償交換
ビルトイン式電気食器洗機	(株)ハーマン 0120-24-8663 09:00 ~ 17:30 (平日) <a href="http://www.harman.co.jp/important/jisyutenken/2012/09/post-16.html">http://www.harman.co.jp/important/jisyutenken/2012/09/post-16.html</a>	ブランド : ハーマン FB4503PC/FB4503PF/FB4504PF/FB4504WC/FB4504WF ブランド : パナソニック (※旧松下電工) QG24EW2/QG24EW2Q/QGS24EW2/SUE24EW2/SUS24EW2 ブランド : ナスラック (※旧ナスステンレス) EKW-453C/EKW-453D ブランド : クリナップ CWFA-45A ブランド : トーヨーキッチン FB4504PC * 2002年4月 ~ 2007年4月の間に修理点検を受けた点検対象型式に該当する製品	2006年8月 ~ 2006年12月 (製造期間)	2012/9/27	当製品において、2002年4月から2007年4月の間に行った機器修理作業で電装基板交換に伴う電線接続作業の不具合により、ごく稀に接触不良が発生し接続部が高温になり、場合によっては発火に至る可能性があることが判明。	無償点検及び修理

## 【台所・食卓用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
缶 (ドッグフード)	日本生活協同組合連合会 0120-556-950 09:00 ~ 17:00 (月 ~ 金曜 (祝日含む)) 09:00 ~ 16:00 (土曜 (祝日含む)) <a href="http://jccu.coop/info/announcement/2012/03/coop375.html">http://jccu.coop/info/announcement/2012/03/coop375.html</a>	商品名 : CO・OPドッグフード ビーフ 375g * 賞味期限が2014年6月1日以外の商品は対象外	2011年7月28日 ~ (輸入)	2012/03/28 (HP)	当商品において、開缶時に缶が破裂し、指を打撲する事故が発生。	回収
炭酸飲料用ボトルキャップ	(株)アルカン 0120-852-920 ・受付時間 : 9:00 ~ 17:00 (土、日、祝日、祭日を除く) ・URL : <a href="http://www.j-fla.com/company/pdf/2012/07/arcane_120720.pdf">http://www.j-fla.com/company/pdf/2012/07/arcane_120720.pdf</a>	ロリーナ フレンチ・レモネード 330ml ロリーナ ピンク・レモネード 330ml ロリーナ レモンソーダ 330ml ロリーナ オレンジソーダ 330ml ロリーナ フレンチ・ベリー・レモネード 330ml ※賞味期限 : 2013.06.28 (5商品共通)	2010年3月 ~	2012/07/20 (HP)	当製品において、炭酸飲料「ロリーナ レモネード」(製造 : フランス・ジェイエル社) 5アイテムの一部商品におきまして、スクリーキャップの取り付け不良により、開栓時にキャップが飛ぶ恐れがある商品があることが判明。	回収 (商品代金返金)

【食卓・台所用品（続き）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
ガラス製 コップ	日本マクドナルド(株) 0120-032-532 09:00～18:00(含む土 日祝) <a href="http://www.mcdonalds.co.jp/news/120808.html">http://www.mcdonalds.co.jp/news/120808.html</a>	「オリンピック応援コークグラス」 ・グリーン、ピンク、グレイの3色が 交換対象となります。 ・ディープブルー、グリーンブルー、 パープルの3色は対象ではありません。	2012年6月19 日～ 2012年7月18 日	2012/08/08 (HP、記者 発表、店頭 ポスター)	当該製品を成型する金型の 補修及び製品仕上げ時の品 質管理上の不備により、当 該製品の一部に飲み口の バリ及び内部に突起が生じ、 使用者が当該箇所に触れる と負傷に至る可能性がある ことが判明。 *上記HP、記者発表、店 頭ポスターの他、2012年8 月9日、不良品交換を実施 する旨を新聞紙上にて告知。	代替品と交換(店頭にて 確認を行い、ガラス 小片が付着し突起が 出ている製品の交換を 行う。)

【家具・住宅用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
住宅用サッ シ(たてす べり出し窓、 よこすべり 出し窓)	(株)LIXIL(旧トステム(株)) 0120-104-686 平日(月～金曜)09:00 ～17:00祝日、夏期・ 冬期の休みは除く) <a href="http://tostem.lixil.co.jp/oshirase/20120301/">http://tostem.lixil.co.jp/oshirase/20120301/</a>	「フォンテラスⅡ(トステムブランド)」 シリーズ ・たてすべり出し窓:台形出窓、三 角出窓 ・よこすべり出し窓 製造番号: **081222～** 100731	2008年12月 ～ 2010年8月	2012/03/01 (HP)	当該製品の一部において、ね じの締め付けが不十分な製 品が混入し、窓を開閉する 際に障子が落下するおそれ のあることが判明。	無償点検・ 修理
手すり用固 定金具	榎本金属(株) 0120-634-500 09:00～18:00(日曜、 祝日、夏季休業、年末 年始を除く) <a href="http://www.enomotohardware.co.jp/pages/index.html">http://www.enomotohardware.co.jp/pages/index.html</a>	機種:手摺受け金具(階段、廊下、 玄関使用) 1)品番:YS35-S 色:ブロンズ/ゴールド/シルバー 2)品番:YS35-W 色:ブロンズ/ゴールド/シルバー 3)品番:YS35-NS 色:ブロンズ/ゴールド/シルバー	1)2005年3月 ～ 2006年5月 2)2004年6月 ～ 2005年7月 3)2005年1月 ～ 2007年7月	2012/03/16 (HP)	当該製品に製品において、鑄 造時において不純物が多く 混入したことから、強度が低 下したため、使用状況によ り製品が破損する可能性が あることが判明。	無償点検 (不具合品 は良品と交 換)
除雪機	ヤマハモーターパワーブ ロダクツ(株) 0120-825-225 09:00～17:00 (月曜～金曜(祝日等、 事業者所定の休日を除 く)) <a href="http://www.ympc.co.jp/news/120321.html">http://www.ympc.co.jp/news/120321.html</a>	1)機種名:YS870 型番:7VY1-010 製造番号:7VY-100109 ～101508/7VY-110101～ 111803/7VY-120101～ 121370/7VY-130101～ 130500/7VY-140101～ 140240 2)機種名:YS870J 型番:7VY1-020 製造番号:7VY-135101 ～135870/7VY-145101～ 145700	1)2001年8月 ～ 2005年6月 2)2004年6 月～ 2005年8月	2012/03/21 (HP)	当該製品において、貼付され ているラベルに誤りがあり、 誤って記載された表示に従 い走行ベルトの交換を行う と、エンジンを掛けた際、ク ラッチ操作を行わなくても走 行するおそれのあることが 判明。	無償点検 (修理)
タフソケット ビット	(株)マキタ 0120-17-1197 09:00～17:00(月曜日 ～金曜日(祝日・当社 指定休日を除く)) <a href="http://www.makita.co.jp/company/socket_120405.html">http://www.makita.co.jp/company/socket_120405.html</a> ・全国営業所: <a href="http://www.makita.co.jp/network/index.html">http://www.makita.co.jp/network/index.html</a> ・購入販売店	タフソケットビットDX ・10mm(A-52722) ・12mm(A-52738) ・13mm(A-52744) ・14mm(A-52750) ・17mm(A-52766) ・19mm(A-52772) ・21mm(A-52788) ・24mm(A-52794)	2011年6月～ 2012年2月	2012/04/05 (HP)	当該製品において、ビット軸部 の折れ方により、ごく稀に樹 脂部分が破損しソケット部が 落下する可能性があること が判明。	無償交換
室内用手す り金具	(株)ウッドワン 0120-887-781 08:30～17:00(土・日・ 祝日は除く) <a href="http://www.woodone.co.jp/osirase/20120416_tesuri.html">http://www.woodone.co.jp/osirase/20120416_tesuri.html</a>	1)製品名:木製可変自在エルポー ジュビーノ・ピノアース(TB-5323) ゴールド(TB-6323)シルバー タモ(TB-5335)ゴールド(TB- 6335)シルバー チェルード(TB-5336)ゴールド、 (TB-6336)シルバー 2)製品名:木製エンドエルポー ジュビーノ・ピノアース(TB-5359) ゴールド(TB-6359)シルバー タモ(TB-5337)ゴールド(TB- 6337)シルバー チェルード(TB-5338)ゴールド (TB-6338)シルバー	2005年1月～ 2006年1月 (製造期間)	2012/04/16 (HP)	当該製品において、金属部分 のねじ穴周辺で、製造過程 における作業ミスが原因の 強度不足による欠けなどの 破損が8件発生したため。	無償点検 (交換対象: 金属部分 の不具合 が有る製 品)

## 【家具・住宅用品（続き）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
キッチン サイドラック	㈱ニッセン 0120-919-132 09:00～21:00(平日) 09:00～17:00(土日祝日) http://www.nissen. co.jp/oshirase/ oshirase_120511.htm	商品名：キッチンサイドラック 管理番号：1253-3771-111・ 112・113・114 色：白 サイズ：ラックなしタイプ： 幅30・45×奥行55×高さ80cm ラック付きタイプ： 幅30・45×奥行58×高さ160cm	2005年7月～ 2006年3月	2012/05/11 (HP)	当製品において、引き出しと 接する天板裏側のふち部分 に1mm程度段差のある商 品が一部混在しており、そ の段差部分に触れた際、怪 我をする可能性があることが 判明。	注意喚起
クローゼット ハンガー	㈱ニッセン 0120-919-132 09:00～21:00(平日) 09:00～17:00(土日祝 日) http://www.nissen. co.jp/oshirase/ oshirase_120615.htm	クローゼットハンガー(引き戸) 管理番号 1389-7231-111・ 112・113・114(白) 1389-7231-211・212・213・ 124(グレー) 1415-4651-111・112・113・ 114(ナチュラル) 1450-9201-111・112(ダーク ブラウン)	2010年1月～	2012/06/15 (HP) <HP>	◆こちらの扉は、天板のレー ル溝部分に差し込みスライド する仕様となっているので、 使用に際しましては、本体 にガタつきがないか確認して ください。 ◆天板と扉の隙間(※)が 大きくなりますと扉がレー ルの溝部分より外れ、思わぬ 事故につながる危険性があ るので、天板と扉の隙間(※) は2mm以下になるよう、 定期的にあジャスターで調節 し、隙間を埋めてください。 ◆畳や毛足の長いカーベッ トの上に設置されますと不安 定な状態となり、傾く恐れが あるので、必ず平らな床の 上に設定してください。	注意喚起
折りたたみ チェア	プラス㈱ 0120-432-298 9:00～12:00、13:00～ 17:30(土・日・祝日、 夏季休業日・年末年始 を除く) http://www.plus.co.jp/	プラス折りたたみチェアFC532シリ ーズ 品番：FC-532E(張地色：ブラウ ン/ダークグレー/ブルー) FC-532N(張地色：ブルー) 製造番号：000209	2000年2月9 日 (製造)	2012/9/13	当製品において、座面と脚 部の可動部分に使用してい る金具の溶接工程に不具合 があり、金具が外れて転倒 するおそれのある事が判明。 *2003年1月8日より回収・ 交換のお知らせを開始	無償交換

## 【乗物・乗物用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
自転車用ハ ンドルバー	㈱日東 0120-210-773(土、日、 祝祭日を除く) 09:00～17:00 http://www16.ocn. ne.jp/~nitto210/contact. html	1) B259AA ・ニギリの部分に「NITTO B259」と 刻印あり・中央が二重パイプ 2) B258-T19 ・センターカラー(二重パイプ)の左 側にT19SKATESRIDEW/PRID Eの刻印、右側にNITTOの刻印 ※「B258-T19」は日本国内の みでの販売であり、これまでに事故 の発生はありませんが、「B259AA」 と同仕様の製品であるため、対象製 品としました。※「B259ステンレス」、 「B259スチール」、「B2591アルミ」 は、対象外製品です。	1)2010年3月 8日～ 2011年2月18 日 2)2007年9月 6日～ 2009年12月2 日	2012/02/15 (HP)	当製品において、自転車の 走行中に破断する事故が海 外において発生。	回収 (B260A Aと無償交 換)
自転車用前 カゴ	ブリヂストンサイクル㈱ 0120-31-5604 09:00～17:00(月～金 曜日(土・日・祝日)と弊 社特定休日を除く) http://www.bscycle. co.jp/company/ info20120510.html	・軽快車「ジョブノ」装着用丸型ステ ンレス製バスケット(中国製) ・車種略号：JB40TP, JB60TP, JB63TP, JB70TP, JB73TP, JB40T, JB43T, JB60T, JB63T, JB70T, JB73T ・製造ロット：410801～420229 /510801～520229	2011年8月～ 2012年2月 (製造)	2012/04/18 (HP)	当製品において、ステンレ ス部材の一部に放射性物質 が混入した可能性があるこ とが判明。 *当該自転車のバスケット から発している放射線の量 はわずかであり、放射線障 害のおそれはありません。	回収 (無償交 換)
自転車 (マウンテン バイク)	ライトウェイプロダクツ ジャパン㈱ 03-5950-6002 09:00～17:30(土日、 祭日は休業) http://www.riteway-jp. com/headline_news/2012 /20120420_headline_gt. html	対象製品：GT社製 アバランチE.0 2012年モデル GT社製 アバランチE.4.0GTw2012 年モデル 対象部品：フロントフォーク SRSUNTOUR SF 11-XCM V 3PM DS 26 NO. CK 110301～CK 110731 オレンジ、ホワイト、ブラック、レッド	2011年7月～ 2012年4月	2012/04/20 (HP)	当製品の一部において、フ ロントフォークのサポート チューブに不良が発生し、フ ロントフォークのアウトターが 外れるおそれが判明。	無償交換 (良品の サポート チューブ)

【乗物・乗物用品(続き)】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
自転車用幼児座席	(株)マルイ 0120-533-388 10:00～17:00(土曜・日曜・祝日を除く) http://topeak.jp/info_babyseat.html	トピーク ベビーシート 1) 機種: BTC00700 型番: TCS2000 2) 機種: BTC00701 型番: TCS2000- BLK 3) 機種: BCT03100 型番: TCS2002	1)2008年3月～2012年6月 2)2011年2月～2012年6月 3)2009年9月～2012年6月	2012/07/30 (HP)	当製品において、クラブバーを引き起こした際に、クラブバーのヒンジ部分に幼児の指が挟まれるという事故が発生。	安全対策キット (隙間カバー) 配布
自転車フロントフォーク	スペシャルライズド・ジャパン合同会社 0800-123-2453 10:00～12:00、13:00～17:00(土・日・祝日を除く) http://www.specialized.com/media/whatsnew/spe_Recall_poster_A2.pdf	製品名: 2008 GLOBE SPORT 2008年 P70-71(ボーン/ブラック) 製品名: 2008 GLOBE SPORT WOMEN'S 2008年 P70-71(ボーン) 製品名: 2009 VIENNA 3 DISC 2009年 P99(グロスバーガンディ) 製品名: 2009 VIENNA 3 2009年 P99(グロスチャコール) 製品名: 2009 VIENNA 4 2009年 P99(サテンガンメタル)	2007年7月～2009年7月	2012/08/31 (HP)	当製品において、フロントフォークのステアチューブが破損し、フロントフォークが脱落するおそれがあることが判明。	回収 (フロントフォークの無償交換)
自転車用タイヤ	パナソニック ポリテクノロジー(株) 0088-22-5381 09:00～20:00(土日祝祭日を除く) http://panasonic.co.jp/ppt/products/pdf/PIF12-001.pdf	RACE typeA チューブラータイヤ 品番: P723RCA-B 交換対象製品: 製造ロットが「1206」以前の全製品および「1207」の一部製品 * 製造ロットはクリアケース左側面に貼られているバーコードシールの右上に記載されています。	2012年3月～2012年8月	2012/9/25	当製品の一部ロットで、リムテープの接着用に塗布している糊ゴムの着量にばらつきが生じたためにリムテープの接着力が低く、リムテープのはがれが発生する可能性があることが判明。	無償交換 (代替品)
自転車用フロントフォーク	(株)岩井商会 0748-37-0245 09:00～18:00(土・日・祝・祭日を除く) http://www.iwaishokai.co.jp/ganwell_news/entrino_20120928.pdf ・Eメールアドレス: shiga@iwaicycle.com	・対象製品: 「gan well ENTRINO (エントリノ) 700C ロードレーサー」 ・対象車体番号: FDRD01***～FDRD02***の番号表記の有無 ※「***」部分は3ケタの数字が入ります(車体番号はフレームB B裏に刻印されています。)なお「U93K****」と刻印されている場合は対象外です。 ・対象製品の確認方法 下記、「問い合わせ先等」欄のURLに掲載されていますので、参考にしてください。	2008年10月～2010年12月	2012/9/28	当製品のフロントフォークにおいて、溶接の不具合があり接合部に亀裂が入り破断する恐れがある事が判明。	無償交換 (フロントフォーク)

【身のまわり品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
腕時計	(株)マルマンプロダクツ 0120-105-379 09:00～18:00(土・日・祝日除く) http://www.maruman-products.co.jp/jp/support/release/index.html	型式: MR003 品番: MR003-01 MR003-02 MR003-03 MR003-04 MR003-05	2011年2月～2012年3月	2012/03/06 (HP)	当製品をきつめに装着するなどして、裏蓋とリュウズが同時に肌に長時間触れた場合に、皮膚に炎症を起こす恐れがあることが判明。	無償点検 修理
バッテリー (デジタルカメラ用)	(株)ニコン 0120-007-012(携帯電話・PHSからの利用可) 09:00～18:00(年末年始を除く毎日) http://www.nikon-image.com/support/whatsnew/2012/0424.htm	商品名: Li-ionリチウムイオンリチャージャブルバッテリー 対象機種: デジタル一眼レフカメラ D800、D800E、D7000 *1 レンズ交換式アドバンスカメラ Nikon 1 V1 型式: EN-EL15 製造ロット番号: 201XXXX E XXX XXまたは、201XXXX FXXXX (X部分は任意数字) *1 D7000とNikon 1 V1に付属したEN-EL15および単体販売のEN-EL15のうち、2012年2月末日以前に購入された場合は回収対象外です。	2012年3月1日～2012年4月4日	2012/04/24 (HP)	当製品において、電池パック内の部品の不具合により機能不良に至る可能性があり、その際に稀に発熱してバッテリーの外装が変形するおそれが判明。	無償交換 (対象バッテリー)
炭酸美顔器	(株)高陽社 058-398-6544 10:00～17:00(土・日・祝日を除く)	エスタージュ・シュッシュ10 機種: DVMRA / DVMRO / DVFB O / DVAPA	2012年3月6日～2012年5月18日	2012/05/25 (HP)	当製品において、レギュレーターシーリング部から微小なガス漏れや瞬間的に高圧ガスの漏れが発生し、ウレタンチューブ(ホース)に圧力がかかり、ウレタンチューブ(ホース)が破裂に至るおそれがあることが判明したため。	回収 (改良部品との無償交換を行う。)

## 【身のまわり品(続き)】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
サンダル	(株)バロックジャパンリミテッド 03-6730-9191 10:00～18:00(平日) <a href="http://www.baroque-global.com/japan/jp/news/important.php">http://www.baroque-global.com/japan/jp/news/important.php</a>	品名: トリミングコードエスパサンダル 品番: 1105S455-1170 カラー: ベージュ、ブラウン、ブラック サイズ: S、M、L	2012年5月19日～	2012/06/15 (HP)	当製品において、甲部分の強度不足により、紐が千切れてしまうケースが判明。	回収 (返金)
サンダル	(株)ワールド 0120-977-917 09:30～17:00(平日のみ) <a href="http://corp.world.co.jp/news/precious/2012/0803.html">http://corp.world.co.jp/news/precious/2012/0803.html</a>	1) ブランド「BE AN ANGEL (ビーアンエンジェル)」 クロストラップ ウェッジサンダル C96-18105 041(ブラウン)・057(ピンクベージュ)・119(ブラック×ホワイト) *かかと部分のバンドが抜ける可能性あり。 2) ブランド名: 「off the wall」(オフザウォール) フリルリボン ウェッジサンダル D13-18114 043(キャメル)・051(ベージュ)・081(パープル) *バンドが抜ける可能性あり。	1) 2012年5月9日～ 2012年7月29日 2) 2012年6月6日～ 2012年8月3日	2012/08/03 (HP)	当製品において、一部商品にバンドが抜ける可能性のあることが判明。	回収 (返金)
布製靴	(株)サザビーリーグ 0800-100-8282 10:00～18:00(土日・祝日は除く) <a href="http://www.sazaby-league.co.jp/info/120920.html">http://www.sazaby-league.co.jp/info/120920.html</a>	回収対象商品: スカーフトート 商品番号: 3225017 カラー: 紺、ベージュの2色 ※商品番号はバッグの品質表示ラベルに記載されています。	2012年7月18日～ 2012年9月5日	2012/9/20	当製品の一部において、製造過程の不具合によりマチ針が混入していることが判明。	商品回収 (返金もしくは交換)

## 【保健衛生用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
歯ブラシ	伊藤忠商事(株)(輸入) ユニー(株)(販売) イズミヤ(株)(販売) (株)フジ(販売) 0120-339-066 09:00～17:00(土曜日、日曜日、祝日を除く) ユニー(株) <a href="http://www.uny.co.jp/upload/pdf/news_customer_3.pdf">http://www.uny.co.jp/upload/pdf/news_customer_3.pdf</a> イズミヤ(株) <a href="http://www.izumiya.co.jp/etc/etcinfo/post_124.php">http://www.izumiya.co.jp/etc/etcinfo/post_124.php</a> (株)フジ <a href="http://www.the-fuji.com/company/news/2012/pdf/20120721_kaisyu.pdf">http://www.the-fuji.com/company/news/2012/pdf/20120721_kaisyu.pdf</a>	「StyleONE 先細毛ふつうピンク」 JANコード: 4970986830136 「StyleONE 先細毛ふつうブルー」 JANコード: 4970986830143 「StyleONE 先細毛ふつうオレンジ」 JANコード: 4970986830150 「StyleONE 先細毛かためピンク」 JANコード: 4970986830167 「StyleONE 先細毛かためブルー」 JANコード: 4970986830174 「StyleONE 先細毛かためオレンジ」 JANコード: 4970986830181	2011年9月～ 2012年6月	2012/07/21 (HP)	当製品において、製造機械の調整が不十分で、植毛部分が破損しやすい商品が混入している可能性があることが判明。	回収 (返金)

## 【レジャー用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
デジタル一眼レフカメラ	キヤノン(株) 0120-226-273 09:00～20:00(平日) 10:00～17:00(土、日、祝日) <a href="http://cweb.canon.jp/e-support/products/eos-d/120706eoskissx6i.html">http://cweb.canon.jp/e-support/products/eos-d/120706eoskissx6i.html</a>	機種: EOS Kiss X6i 製造番号: x3xxx1xxxxx または、 x4xxx1xxxxx (X部分は任意数字) *対象製品の確認方法は下記のURLに詳細が掲載されています。	2012年5月31日～ 2012年6月27日 (製造)	2012/08/03 (HP)	当製品において、外観部のラバー部材が短時間で白く変色する可能性があることが判明。	無償交換 (ラバー)
キックスケーター	東方興産(株) 0120-962-994 09:00～18:00(祝日・弊社臨時休業日を除く、月曜日～金曜日) <a href="http://www.office-web.jp/tohoent/pc/contents15.html">http://www.office-web.jp/tohoent/pc/contents15.html</a>	ONE PIECEキックスケーター ルフィー 458034350381 OP-KSLU 08712TSP チョッパー 458034350374 OP-KSCH 08712TSP パンソン 458034350558 OP-KSPW 08712TSP	2012年5月～	2012/08/03 (HP)	当製品において、一部のロットNo.の製品でハンドルバーのロックが走行中に外れる可能性があることが判明。	回収 (商品交換)

【乳幼児用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
チャイルドトレイラー	pleasant (プレザント) 06-6390-1277 10:00 ~ 17:30 (金、土、日、祝、祭日を除く) <a href="http://www.pleasant-bf.com/pleasant/voluntary_recall.html">http://www.pleasant-bf.com/pleasant/voluntary_recall.html</a>	1) チャイルドトレイラー ・CX1及びCX2 (2006 ~ 2010 年型モデル) 1205-xxxx~0710-xxxx ・Cougar1及びCougar2 (2006 ~ 2010 年型モデル) 1205-xxxx~0710-xxxx ・Cheetah1及びCheetah2 (2006 ~ 2010 年型モデル) 1205-xxxx~0710-xxxx ※上記のシリアルナンバーの前半4桁は、製品の製造年月を表しております。 例：1205 → 2005年12月 ~ 0710 → 2010年7月 2) サイクリング用取付具	1)2010年3月 ~ 2012年1月(販売) 2)2002年10月 ~ 2012年1月(製造)	2012/02/22 (HP)	当製品において、Chariot (チャリオット)のチャイルドトレイラーを自転車トレイラーとして使用するとき、特定の条件下ではごくまれに牽引アーム (サイクリングキット) がキャリアーのVersaWingから外れる可能性があることが判明。	無償対策キット提供 (トレイラー本体と牽引アーム分離防止用)

【繊維製品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
カットソー ルームウェア	㈱ベリグリ 0120-163-340 11:00 ~ 19:00 (土日祝休) <a href="http://www.ravijour.com/news/index.html">http://www.ravijour.com/news/index.html</a>	ブランド名 : Ravijour 製品名 : Dollサテンオールインワン	2012年1月26日 ~ 2012年2月9日	2012/02/10 (HP)	当製品において、ミシン針が混入しているおそれがあることが判明。	回収 (交換または返金)
婦人衣料品 (ニット)	イトキン㈱ 0120-888-363 03-3478-8088 10:00 ~ 18:00 (土日祝祭日を除く) <a href="http://www.itokin.com/information/important/info120626_02.html">http://www.itokin.com/information/important/info120626_02.html</a>	ブランド「フランコフェラーロ」 婦人服用ニット (フラワーモチーフ) 品番 : NIFEG01590 カラー : 01番 (ピンク) 82番 (ベージュ) 94番 (ブラック) サイズ : 2号、3号 婦人服用ニット (フラワーモチーフ) 品番 : NIFEG02430 カラー : 01番 (ピンク) 82番 (ベージュ) 94番 (ブラック) サイズ : 2号、3号 婦人服用ニット (フラワーモチーフ) 品番 : NIAEG 01790 カラー : 01番 (ピンク) 82番 (ベージュ) 94番 (ブラック) サイズ : 2号、3号	2011年1月17日 ~ 2012年5月6日	2012/06/26 (HP)	当製品において、まち針が混入していたことが判明。	無償点検

数

字で見る事故情報

100 超

「燃え上がる石油ストーブ」や「火を噴き上げながら破裂・爆発するカセットこんろ」。こうした事故の再現動画を NITE のホームページで見ることができるのをご存知でしょうか。NITE のホームページには 102 本の再現動画が掲載されています(平成 25 年 1 月 24 日現在)。

NITE・製品安全センターは、毎月第 3 木曜日を基本的に「プレス発表」の日としており、季節ごとに多発する製品事故などを中心にデータで説明するとともに、消費者に直接視覚に訴えることで効果に期待できる事故の再現動画等を作製し、テレビの画面や新聞紙面を通じて注意喚起を行っています。

こうした再現動画は、NITE のホームページ (<http://www.nite.go.jp/jiko/poster/poster.html>) に掲載しており、簡単にダウンロードすることができます。実際に NITE・製品安全センターに寄せられた事故情報をもとに作製した「ミニポスター」と「再現動画」をセットにして構成しています。

再現動画は、「家庭用電気製品」は 19 製品で 37 種、「燃焼器具」は 7 製品で 23 種、「その他」16 製品で 42 種。合計 42 製品、102 種類の再現動画を掲載しています。「家庭用電気製品」では、経年劣化が事故原因の「扇風機」、突然沸騰するという危険なメカニズムを説明する「電子レンジ」、火を使わないのに使用方法を誤ったために火災に至る「IH こんろ」などの再現動画があります。また、「燃焼器具」では清掃不足が原因で起こる「グリル」からの出火や、放射熱により爆発する「カセットこんろ」の事故など。その他では、低温やけどに注意が必要な「ゆたんぼ」や近くの熱源で温められて破裂・爆発する「スプレー缶」、重篤な被害が多い「介護ベッド」や「ハンドル形電動車いす」、「除雪機」などの再現動画を作製して掲載しています。

NITE のホームページに再現動画が登場したのは 2009 年 7 月です。以降、プレス発表ごとなどに作製する再現動画を追加、あるいは差し替えなどを行い、平成 24 年 12 月 20 日に 100 種類に至りました。報道各社のニュースや情報番組、消防機関や消費生活センターの消費者啓発、企業の研修、学校の教材など多くの場で利用して頂いております。

毎月、「プレス発表」の当日、月に 1 度は更新するこのページを広く製品安全に役立てて頂きたいものです。

# 組織事故と事故調査

関西大学社会安全学部  
教授  
安部 誠治



我が国では、1年間に約6万人もの多数の人が「不慮の事故」により亡くなっています。安全・安心な社会を実現していくには「不慮の事故」、なかでも組織事故の発生を減少させ、また、不幸にして組織事故が発生した場合でも可能な限りその被害の度合いを軽減させる、事故防止・減災の取り組みが重要です。そのために欠かせないのが事故調査です。事故調査によって安全上の新しい知見が得られ、それが組織事故の再発防止や減災に活用されることは、社会にとって極めて有益です。

## 事故調査の重要性

我が国では、後述するとおり、1年間に約6万人もの多数の人が「不慮の事故」により亡くなっています。事故によって家族が失われると、残された遺族は深い悲しみに襲われます。家庭内で起こった事故であれば、「もっと注意して目配りをしておけばよかった」などの後悔の念にもかられ、鉄道事故や航空事故のような社会災害に遭遇した場合には、「なぜ突然、命を奪われてしまったのか」「原因は何なのか」など、ときには怒りを含む感情が発露します。また、「どうしてあの電車（飛行機）に乗せてしまったのだろう」と自責の念にかられることもあります。

遺族のこうした不幸な体験を繰り返さないためには、事故そのものを減少させるとともに、事故が発生した場合でも可能な限りその被害の度合いを軽減させる、事前の事故防止・減災の取り組みが重要です。事故防止・減災への備え・対策は、安全・安心な社会を創造していく上で、必要不可欠な取り組みなのです。

そうした事故の防止・減災対策を推進していく上で有用な営為は、既発事故の原因を分析し、そこから同種事故の再発防止や別種事故の発生防止に役立つ知見と教訓を得るための事故調査です。良く知られた事例ですが、世

界初のジェット旅客機として1952年に就航した英国のコメット機が3機、1953年から翌54年にかけて、飛行中に連続して空中分解を起こして墜落してしまいました。事故調査の結果、その主たる原因は、機体への与減圧の繰り返しによる金属疲労であることが分かりました。この新しい知見は、航空機の格段の安全性向上と航空事故の防止に大きく役立ちました。

このように、事故調査によって新しい安全上の知見が得られ、それが事故の再発防止や減災に活用されることは、社会にとって極めて有益なことです。

## 不慮の事故と組織事故

厚生労働省の「平成23年（2011）人口動態統計（確定数）の概況」によれば、2011年の1年間に我が国では125万3,066人が亡くなっています。その死因を見てみると、第1位は悪性新生物（いわゆる癌）で、以下、心疾患、肺炎などが続いています。注目すべきなのは、死因の第5位に「不慮の事故」がランクインしていることです。その実数は、死亡者総数の実に4.7%に当たる5万9,416人です<sup>1)</sup>。

ここで用いられている「不慮の事故」というタームは、WHOの国際疾病分類第10次修正



(ICD-10)の「事故」(accident)に準拠したもので、「交通事故」「不慮の窒息」「転倒・転落」「不慮の溺死及び溺水」などがこれに含まれます<sup>2)</sup>。この場合の「交通事故」とは、単に自動車事故だけでなく、鉄道、航空機はいままでもなく自転車やスキー場のリフト事故など動くもの全般に関係する事故のことをいい、WHO分類の原語は transport accidents となっています。厚生労働省は、これに「交通事故」という訳語を当てていますが、我が国では交通事故は自動車事故と同義に用いられることが多いので、運輸事故と訳す方が適切でしょう。なお、死因順位の第10位までを見ると、第7位の自殺を除いて、残りは老衰や病気を原因とするものです。

安全論や事故調査論の分野で国際的に著名な英国のジェームス・リーズンは、事故をその影響が個人レベルで収まるものと、影響が組織全体に及ぶものの二つに大別し、前者を個人事故 (individual accidents)、そして後者を組織事故 (organizational accidents) と呼んでいます。リーズンが組織事故として具体的に例示しているのは、原発事故、旅客航空機事故、石油化学産業や化学プラント工場の事故、船舶・鉄道事故、堤防決壊、スタジアムにおける群衆事故などです。非常にまれにしか起こらず、また、予測ないし予知が難しく、ひとたび発生するとしばしば大惨事となるのが組織事故です<sup>3)</sup>。

前述の「不慮の事故」の内容を詳細に見ていくと、それはリーズンのいう個人事故と組織事故からなっていることが分かります。すなわち、「交通事故」の中にも、自転車に追突されて死亡するといった個人事故もあれば、大型旅客機の墜落によって死亡するという組織事故もあるのです。

こうした「不慮の事故」の再発を防止・減少させる上で有効な方策は、先にも触れましたが、既発事故の原因を調査し、そこで得られ

た知見・教訓を再発防止のために活用するための事故調査です。例えば、自宅で家族の誰かが、2階から降りてくるときに足を踏み外して、1階のフローアへ転落して死亡してしまったとします。階段のステップ部分が滑りやすくなっていたことがその原因と分かれば、再発防止のために階段のステップ部分に滑り止めを付ける対策をとります。これにより、同種事故の再発がかなりの程度で防止できることになります。

「不慮の事故」は、「交通事故」によるものを除くと、その約4割が家庭内において発生しています。人間生活の拠点であり、もっとも安全と安心が確保されるべき家庭が、実は最も危険の潜んだ場所だということになります。「製品評価技術基盤機構」は、電気製品や燃焼機器など消費生活用製品等に関する事故情報を収集し、その事故原因を調査・公表することによって、事故の再発防止に資する活動を展開しています。これは、「不慮の事故」の再発防止を図る上で極めて有意義な活動であるといえます。

ところで、個人事故の場合は、事故原因も単純な場合が多く、対策も取りやすい面がありますが、やっかいなのは組織事故です。典型的な組織事故である鉄道脱線事故や航空機墜落事故の場合を見てみましょう。鉄道や航空機のオペレーションを支えているのは、運輸機関・装置体系と人間の運転・操作・監視・指令労働が組み合わさったマンマシン・システムです。このシステムのどこかに、何らかの不具合が発生した場合に事故が起きます。

したがって、運転者のエラーが事故に直結する自動車事故とは異なり、鉄道や航空事故の大半はシステム性災害として発現します。そのため、その原因は複合的であり、①人的要因 (ヒューマンエラー)、②機械・装置側の要因 (機械・装置の故障・不具合や、オペレーターにとって不適切な器機のデザインや配列など)、③マネジメント上の問題 (安全に対する

経営姿勢や企業文化など)、④外的・環境的要因(天候・気象や自然災害、動物<sup>9)</sup>など)を多角的に調査・解析することが必要になってきます。いわゆる、4E (Man・Machine・Management・Medium) の分析が必要です。そこで、組織事故の調査を行うには、それにふさわしい態勢と仕組みが欠かせないことになります。

## 組織事故の調査システム

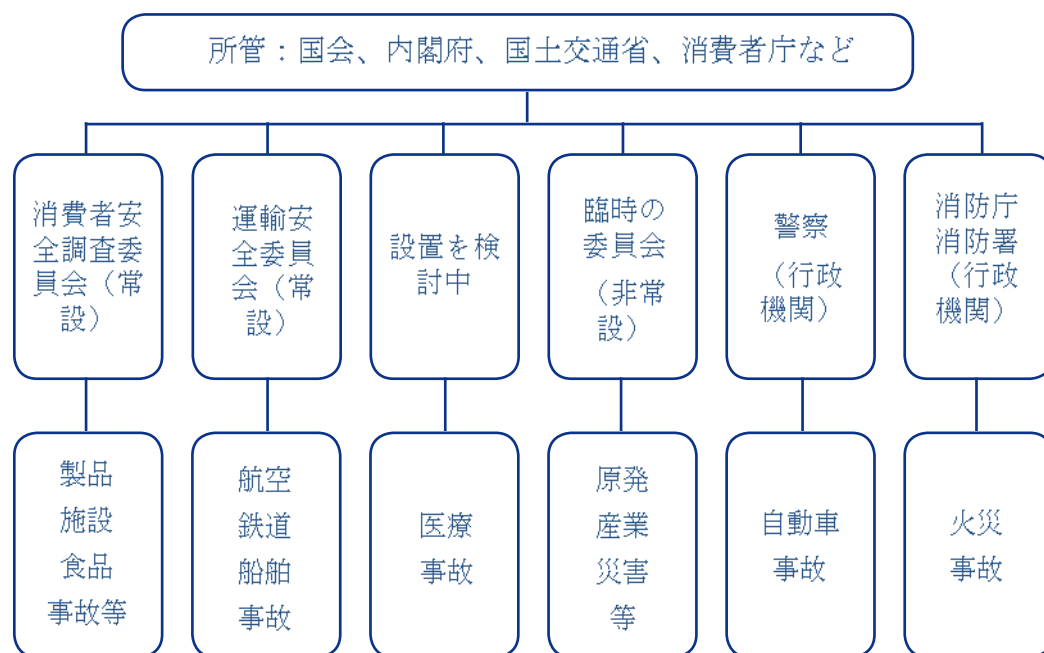
諸要因が重なり合って発生する組織事故の調査を行うには、その任に当たる者が、当該事故分野における専門的・実務的知識を有していることが必要不可欠です。そのため、事故調査は広義の専門家によって担われるのが一般的です。

図は、我が国において、組織事故及びそれに準じる事故が、どのような組織・専門家集団によって所管されているかを整理したものです。

まず、事故調査を専門的に行う常設組織として、運輸安全委員会と消費者安全調査委員会

があります。運輸安全委員会は、航空事故調査委員会(1974年発足)及びその承継組織である航空・鉄道事故調査委員会(2001年発足)を母体に、2008年10月に発足した組織です。同委員会は、航空・鉄道・船舶の事故調査を行い、法的には国家行政組織法上のいわゆる3条機関です。同種の組織は、我が国のみならず、米国のNTSBなど多くの先進国において設置されています。後者の消費者安全調査委員会は、国家行政組織法上のいわゆる8条機関として2012年10月に新設されたばかりの組織です。消費者の生活に関係して発生する生活用品事故やエレベータなどの施設事故、食品事故などを調査対象としています。

次に、常設ではなく、重大な組織事故が発生した場合に、臨時に事故調査委員会が設置され、事故調査が行われる場合があります。例えば、2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を調査するために、政府と国会の下に設置された2つの原発事故調査委員会のケースがそうです。また、医療分野



(注) 筆者作成。ただし、自動車事故や火災事故の中には、組織事故と言えないものも含まれています。

図 事故調査のフィールドと調査組織・機関

では、これまでのところ常設の事故調査委員会  
は設置されていませんが、医療事故が多発し、  
それに係わる民事訴訟も増加していることから、  
現在、厚生労働省を中心に、常設の事故調査  
委員会を設置することが検討されています。

以上のほか、事故調査専門の組織ではあり  
ませんが、年間約 69 万 2,000 件（2011 年度）  
発生している自動車事故の調査は警察が、そ  
して、自動車事故の全体的な分析・検討は公  
益財団法人の自動車事故総合分析センター  
が、また、年間約 4 万 7,000 件発生している  
火災事故の調査は消防署・消防庁が行って  
います。とくに消防庁の消防大学校・消防研究  
センターでは、自動車、電気用品、燃焼機器  
の3つの製品火災について原因調査を行い、  
その結果を事故情報として開示・公開してい  
ます。

事故を防止し、安全・安心な国民生活を実  
現していくには、地道な持続的取り組みが必要  
です。事故調査に携わる諸組織が、さらにパ  
フォーマンスを高め、我が国における不慮の事  
故の再発防止と事故被害の低減がすすむこと  
を強く期待したいと思います。

#### （注）

1) 厚生労働省の「平成 23 年（2011）人口動態統計（確  
定数）の概況」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei11/index.html> = 2012 年 11 月 10 日アクセス。

2) World Health Organization, ICD-10 Version:2010.

<http://apps.who.int/classifications/icd10/browse/2010/en#/XX> = 2012 年 11 月 10 日アクセス。

3) James Reason, Managing the Risks of Organizational Accidents, Ashgate, 1997.（塩見弘監訳『組織事故』日科技連、1999 年）。なお、訳書は労作ですが、例えば組織事故の一つとして例示されている banks を金融業と訳すなど、誤訳と思われる箇所が散見されるのは残念です。

4) 鳥が航空事故の原因（バードストライク）になったり、ネズミが信号ケーブル線をかじって鉄道事故の原因となったりする場合があります。

# 誤使用を防ぐ安全設計事例

## ～子供や高齢者に対する家電製品の安全性への取り組み～

三菱電機(株)  
デザイン研究所 主管技師長  
中町 剛



蒸気レス IH ジャー炊飯器とらく楽 IH は明快な製品コンセプトにもとづいて開発されたものです。明快な製品コンセプトのある製品は取るべき安全対策も明らかになり、結果的に安全性の高いものづくりができます。「蒸気レス IH ジャー炊飯器」は蒸気回収システムにより子供の蒸気による火傷を防ぎ、「らく楽 IH」は見守りセンサーにより火災や火傷の危険性を大幅に減少させてくれる、安全性の高い家電製品です。

### 製品コンセプトと安全性の関係

近年、ユーザーの生活や嗜好の多様化に伴い、家電製品には製品コンセプトの明快なものづくりが求められています。製品コンセプトとは製品の使い方や使う場所、ユーザー層を明らかにするとともに、その製品で得られる効果効用を明らかにした製品開発の核となる概念です。この製品コンセプトの違いにより、同じ家電製品であっても必要となる安全対策は大きく変わることになります。製品の新たな使い方や使う場所、ユーザー層をデザインや機能で表現するということは今までとは違った使い方や使う場所、異なるユーザーの使用を勧めることになります。このときには新たな視点による安全性の配慮が必要になります。

弊社デザイン研究所（神奈川県鎌倉市）では製品の外観デザイン、インターフェースデザインの他に、ユニバーサルデザインや製品コンセプトの立案にも注力しています。ここで紹介する二つの事例、「蒸気レス IH ジャー炊飯器」と「らく楽 IH」はデザイン研究所で製品コンセプトを立案し、調理家事家電製品の開発から生産を担う三菱電機ホーム機器株式会社（埼玉県深谷市）により開発されたものです。

### 蒸気レス IH ジャー炊飯器の事例

#### 1. 製品の概要

蒸気レス IH ジャー炊飯器は世界初の蒸気回収システムの搭載と住空間に調和するデザインにより、結露や子供の火傷を気にすることなく自由な場所で炊飯することができるジャー炊飯器です。従来は引き出し式キッチンキャビネットを引き出して、蒸気がキッチンキャビネット内で結露するのを防いでいましたが、蒸気が出ないことによりキッチンキャビネットを収納したままで炊飯できます。また、スクエアな形態の炊飯器は空間に調和するデザインであることから、キッチンカウンターやダイニングテーブル置きといった、ユーザーに新たな置き場所を提案しています。炊飯器の基本機能である美味しさについては、従来の蒸気口からの吹きこぼれを制御する火力調整の必要がなく、大火力での連続炊飯を行うことで、うまみと甘みのあるごはんを炊き上げることができます。

蒸気レス IH ジャー炊飯器は 2009 年に初代のシリーズ（写真①）を発売し、毎年マイナーチェンジを繰り返してきました。その後、2012 年にフルモデルチェンジした新シリーズ（写真②）を発売し、現在に至っています。新シリー

ズでは初代シリーズの製品コンセプトを継承しつつ、安全性と使い勝手、美味しさの向上を図っています。

初代のシリーズは子供への安全性に対する取り組みが評価され、NPO 法人キッズデザイン協議会が主催する第3回キッズデザイン大賞（経済産業大臣賞）を受賞し、新シリーズも第6回キッズデザイン賞を受賞しています。



写真① 初代シリーズ



写真② 新シリーズ

## 2. 開発の経緯

デザイン研究所では2004年頃から炊飯器をスクエアなデザインにすることで棚に置いても、キッチンカウンターに置いても調和するデザインを考案しています。その背景として、家族や友人との食事や調理を介したコミュニケーションの有効性が注目され、新たな交流の場としてオープン化したキッチンが増加していました。従来の独立したキッチン空間よりも人目に付くオープンキッチンでは、置かれる家電製品にも整理されたたたずまいが求められると考えました。同時期に行われた主婦へのヒアリング調査でも、「従来の炊飯器はキッチン空間に納まりの悪いデザインなので、使わないときは隠したくなる」という意見を多く得ていました。

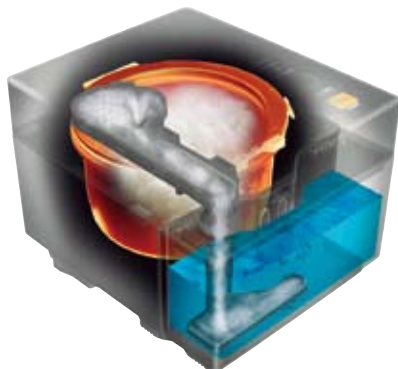
しかし、我々は当初、デザイン性の問題のみを捉えて、住空間に調和する炊飯器のデザインであるなら主婦は満足すると考えていましたが、検討を進めるうちに蒸気の問題がクローズアップしてきました。つまり、デザイン性を満足させても炊飯器は蒸気を出すため、キッチンカウンター等に置いて炊飯した場合は部屋の結露やカビの原因になり、小さな子供が高温の蒸気を出す炊飯器に触る機会を、従来製品以上に増加させてしまうことに気がきました。そこで、蒸気を出さない機能を持ちつつ、キッチンカウンターに置いても調和するスクエアなデザインのコンセプトモデルを作成し、社内関係部署に提案しました。

これを受けて、2006年から弊社住環境研究開発センター（神奈川県鎌倉市）において、炊飯中の蒸気を回収する方式を研究し、水冷式蒸気回収システムを開発しました。2007年から三菱電機ホーム機器により、本格的に製品開発が始まり、開発の過程においては5回に及ぶ主婦へのヒアリング調査を実施しました。我々が想定したとおり、「炊飯中の蒸気による湿気を気にせず、子供の火傷にも安心できる」という意見や、「高齢者が蒸気に触って火傷したことがある」などの意見を得ました。また、「キッチンキャビネットを出して炊飯していたら、子供が衝突して頭に怪我をしたことがある」といった想定外の効果を知ることもできました。

## 3. 製品の安全性

炊飯器の炊飯中の蒸気は100℃近くあり、蒸気の吹き出し口付近でも80℃程度の温度があり、火傷の危険性が高いものです。炊飯器はスライド式のキッチンキャビネットやワゴンなどの比較的低い場所に設置されることが多く、小さな子供が炊飯中の蒸気に触れやすい環境にあります。

独立行政法人国民生活センターの危害・危険情報によれば、2004年度以降2009年度までに炊飯器で火傷を負った事故件数は177件あり、10歳未満の子供が150件、中でも4歳未満の乳幼児では139件も起きています。中には植皮手術を必要とする重篤な事故も4件



図① 蒸気回収システムの概念図

あり、注意喚起されています。

蒸気レス IH ジャー炊飯器は蒸気回収システム（図①）の搭載により、蒸気を外に出さずに炊飯できるので、小さな子供のいる家庭でも安心して使うことができます。

蒸気レス IH ジャー炊飯器は住空間に調和するデザインにしたことで、様々な場所に置かれる可能性があり、従来以上に子供に触れる機会が増えることが想定できます。蒸気回収システムはあらかじめタンクに入れた水に高温の蒸気を溶かしこむため、水の温度が上昇します。万が一、炊飯直後にタンクを取り出し、水が体に掛かった場合にも火傷に配慮する必要があります。これに対して、文献調査や社内での実験により、タンクの水が体に掛かってもし瞬時に火傷しない温度は 60℃であったことから、夏の 40℃の気温で最大容量の 5.5 合を炊飯する過酷な条件でも、タンクの水の温度



図② チャイルドロック機構の概念図

- ① 炊飯キーを押す
- ② ソレノイドによりロックピンが移動
- ③ 蓋オープンボタンが固定される

は 60℃以上には上昇しないように設計されています。

また、2012 年から発売した新シリーズから、炊飯中に蓋オープンボタンを押しても蓋が開かないチャイルドロックを搭載しています（図②）。これは炊飯ボタンを押すと自動的に蓋オープンボタンが押し込めないようにソレノイドが蓋オープンボタンを内側から固定する仕組みです。ソレノイドは高速で応答し、タイムロス無く蓋を固定するため、子供が炊飯中に蓋オープンボタンを開けて、蒸気や炊飯中の米に触れて火傷をするような事故が起こらないように配慮しています。

## らく楽 IH の事例

### 1. 製品の概要

IH クッキングヒーターは火を使わないこと



写真③ らく楽 IH



見まもりセンサー

による安全性の高さやフラットな天板による優れた清掃性から、高齢者にふさわしい調理器とされています。その一方で、電気製品特有の多彩な制御技術を背景に様々な機能が追加された結果、操作が複雑化しています。これにより、高齢者や子供にとっては難解で使い難いイメージを持たれています。

これを解決するために、らく楽 IH（写真③）は高齢者や子供にも使っていただけるように、「簡単」「親切」「安心」に徹底的にこだわった IH クッキングヒーターを目指しました。天面の加熱エリアは2口とし、各熱源と操作部の関係性が直感的に認識できるようにしています。また、ボタン脇に1、2、3と操作手順を示すことで取扱説明書に頼らない簡単操作を実現しています。さらに見守りセンサーと音声ガイダンスで、熱源の消し忘れ時に注意をうながす機能と自動オフ機能を搭載しています。

らく楽 IH は 2010 年に発売し、子供の調理参加を促すことを評価され、第5回キッズデザイン賞を受賞しています。

## 2. 開発の経緯

デザイン研究所では IH クッキングヒーターの使い難いイメージを払拭するために、様々な取り組みをしていました。その中でも難しい課題は左右の加熱エリアの操作部の間に、奥の加熱エリアの操作部とグリルの操作部が中央に配置されることで、隙間無くボタンが並んでしまい、高齢者には使いにくいイメージを与えてしまうことです（写真④）。

そうした中、ある従来型の3口タイプの IH クッキングヒーターに関する主婦へのヒアリング調査を実施した後に、奥側の加熱エリアに関する



写真④ 従来 IH クッキングヒーターの操作部

主婦の発言がほとんど無いことに気付きました。そこで、奥側の加熱エリアを使っていない主婦が多いという仮説を立てて、IH クッキングヒーターの加熱エリアごとの使用頻度調査を実施しました。5名の主婦に一週間の調理で、どの加熱エリアを何回使ったかを記録してもらったところ、2名は1度も使わず、2名が1～2回、1名が14回という結果を得ました。奥の加熱エリアを使わない理由としては、奥の加熱エリアは使いづらく、また手前の2口の加熱エリアで十分である、という回答を得ました。

この結果から、2口でも十分に受容性があり、高齢者にも使いやすい IH クッキングヒーターになる可能性を見出しました。さらに高齢者や子供の使用をイメージすることで、見守りセンサーと音声による注意喚起、自動オフ機能を盛り込むアイデアも追加されました。これらをコンセプトモデルとしてビジュアル化し、三菱電機ホーム機器に製品化を提案しました。

## 3. 製品の安全性

IH クッキングヒーターはガスレンジ等に比べて天ぷら火災や引火事故等も比較的少なく、安全性に優れています。しかし、火を使わないことによる安心感により、注意を怠る危険性もあります。実際に NITE（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）が 2011 年に注意喚起した資料によれば、2005 年から 2010 年の間に IH クッキングヒーターによる事故は 118 件発生しており、重傷事故が 2 件、軽傷事故が 27 件、火災が 7 件発生しています。原因は変形鍋の使用や油量の不足、スイッチの入れ間違いによる他の調理器の加熱、機具の不具合などがあります。

らく楽 IH は見まもりセンサーが前に立つ人の有無を判別し、揚げ物調理中に離れると音声ナビで注意を喚起し、さらに不在が続くと安全のために加熱を自動で停止します。また、鍋

底の変形や油量の不足などをセンシングして注意喚起を行うほか、次の操作や調理状況などもお知らせして調理をアシストします。音声ナビの音量は調整可能で、話す速さも3段階（ゆっくり・標準・はやめ）に調整できます。

左右の加熱エリアは目立つオレンジサークルで表示すると同時に、大きな高温注意マークを点灯させることで火傷の危険性を知らせます。また、左右の加熱エリアは従来のIHよりも奥側に配置されているため、長い柄のあるフライパンを使った調理で柄が体に接触し、その衝撃で高温の食材が体に掛かるような事故の防止にも配慮しています。

## ■ おわりに

これからも家電製品は着実に進歩し、今までと同じ安全性に留まることはありません。我々が製品を開発するとき、今まで事故が起こっていないから大丈夫と判断するのではなく、製品を使ったときに起こりうる事故を予期する想像力と対策方法を考える創造力が必要です。優れた創造力というデザイナーの職能は、ここでも有効に発揮できるはずです。



# 事故情報収集制度とNITE

## ◎暮らしの中で起こった製品の事故情報を集めています。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は、経済産業省の製品安全行政の一環として、暮らしの中で使用する製品で起こった事故の情報を集めています。平成 19 年 5 月改正消安法が施行され、重大製品事故の発生を知った製造・輸入事業者は、国へ事故の情報を報告することが義務づけられました。この消安法に基づいて国へ報告される重大製品事故以外の事故は NITE で収集しています。なお、最新の受付情報は、毎週公表しています。

NITE は、昭和 49 年 10 月から事故情報を収集しています。

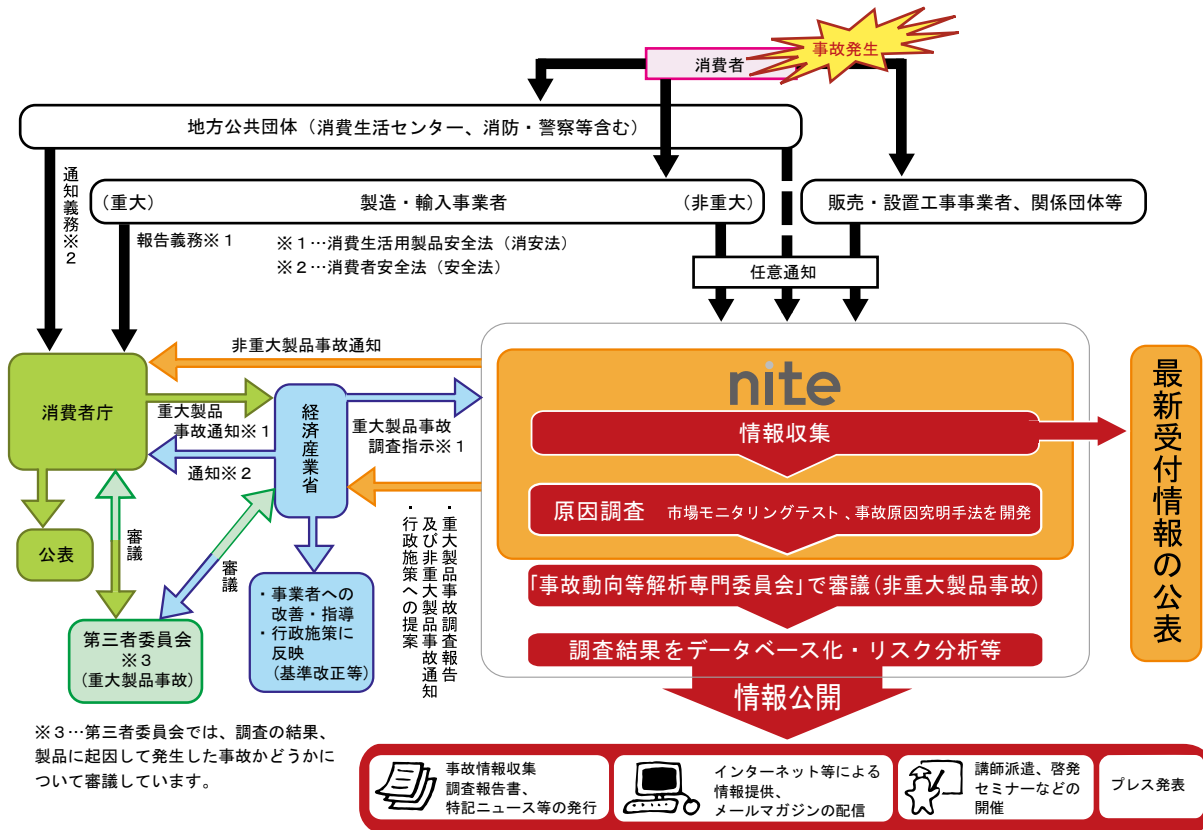
## ◎集めた事故情報を調査し、その結果を公表して製品事故の未然・再発防止に役立てています。（被害者救済のための調査等は行っておりません）

NITE は、集めた事故情報のすべての事故についての内容を調査・分析し、必要な場合には原因究明のためのテスト等を実施しています。調査結果は、学識経験者や消費者代表等により構成される事故動向等解析専門委員会による審議・評価を経た上で、事故原因や事業者の再発防止措置を含め、定期的に公表しています。

また、国へ報告された重大製品事故のうち、安全性に関する技術上の調査が必要なものについては、経済産業省の指示により、NITE が調査を行っています。

## ◎必要な場合、経済産業省から行政上の措置が講じられます。

集めた事故情報や調査・分析状況は、随時、経済産業省及び消費者庁に報告し、必要な場合には、経済産業省から事業者や事業者団体に対して行政上の措置が講じられます。



## 編集後記。

◇今号のコラム「数字で見る事故情報」では、製品安全啓発を目的とした事故の「再現動画」を紹介しました。N I T E のホームページにはこのほか、注意喚起ちらし「こんな事故にもご用心」や「リコールなど注意を呼びかけています」を月に一度ずつ、また、学校向けやキッチンで多発する事故防止のためのリーフレット、製品ごとのリコール情報など不定期ですが、追加しています。ぜひとも、活用して頂きたいものです。

◇製品安全教育 DVD ハンドブック「くらしの中の身近な製品事故（中学生以上対象）」を新たに作製しました。N I T E のホームページにもUPしますので、ご覧になっていただければと思います。なお、前回の「小学校高学年向け」は消費者教育支援センターの「消費者教育教材資料表彰」で優秀賞を頂きました。また、学校教育のみならず、消費生活センターでも活用していただいているようです。多くの消費者教育用の場で利用していただくと、担当職員にもいよいよ力が入ろうというものです。

◇今号から表紙がかわりました。「レオナルド・ダ・ヴィンチ」の手書きのメモの図譜にイラストを組み込んだものから、N I T E の製品安全業務にかかわる分析機器等の写真に、少しデザイン的な加工をして紹介するものです。表紙裏には、説明文も書き添えています。N I T E の業務をより知ってもらいたいという思いから生まれた企画です。

◇今年も、毎年恒例の「製品安全業務報告会」を大阪は11月15日、東京では11月22日を予定しています。会場は一昨年と昨年同様、大阪は天満橋のドーンセンター、東京は渋谷区文化総合センターです。ぜひ、手帳に『予定』として書き加えて頂ければ幸いです。

◇手前みそのような「編集後記」になりました。力み過ぎの空振りともいわれそうです…。

\*\*\*\*\* 編集者 \*\*\*\*\*

○生活安全ジャーナル編集委員会

○生活安全ジャーナル編集事務局

長田 敏      葛谷 弘之      田中ちずる      山田 秀和  
山城 丈      松島 実      用貝 成子

## 「第二火曜日は火<sup>ヒ</sup>二<sup>ニ</sup>注意」

経済産業省では、平成19年3月より、毎月第2火曜日を製品安全点検日と定め、製品安全についてのセミナーを開催したり、消費者へは情報提供や注意喚起を行っています。

平成25（2013）年2月 第14号発行

〈編集〉

生活安全ジャーナル編集事務局

〒540-0008

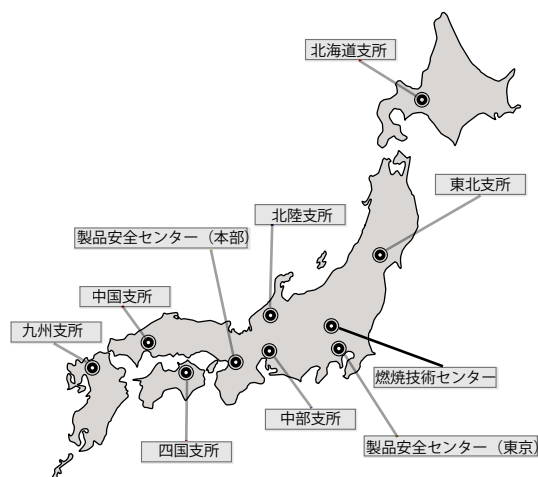
大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE：ナイト）

製品安全センター 製品安全調査課

電話：06-6942-1113      FAX：06-6946-7280

# NITE製品安全センター（製品安全担当部門）、 各支所のご案内



## 製品安全センター

### 製品安全センター（大阪）

〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館

**製品安全調査課** 電話 06-6942-1113 FAX 06-6946-7280（事故情報に関する照会）  
**製品安全技術課** 電話 06-6942-1114 FAX 06-6946-7280（事故の報告・通知等の問い合わせ）

フリーダイヤルファックス 0120-23-2529（事故の報告・通知）

### 燃焼技術センター

〒376-0042 群馬県桐生市堤町 3-7-4  
電話 0277-22-5471 FAX 0277-43-5063

### 製品安全センター（東京）

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10

**技術業務課** 電話 03-3481-1820 FAX 03-3481-1934

**北海道支所** 〒060-0808 北海道札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第1合同庁舎  
電話 011-709-2324 FAX 011-709-2326

**東北支所** 〒983-0833 宮城県仙台市宮城野区東仙台 4-5-18  
電話 022-256-6423 FAX 022-256-6434

**中部支所** 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館  
電話 052-951-1931 FAX 052-951-3902

**北陸支所** 〒920-0024 石川県金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎  
電話 076-231-0435 FAX 076-231-0449

**中国支所** 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第3号館  
電話 082-211-0411 FAX 082-221-5223

**四国支所** 〒760-0023 香川県高松市寿町 1-3-2 高松第一生命ビルディング5F  
電話 087-851-3961 FAX 087-851-3963

**九州支所** 〒815-0032 福岡県福岡市南区塩原 2-1-28  
電話 092-551-1315 FAX 092-551-1329



独立行政法人 製品評価技術基盤機構